

新見市地域防災計画

(基本計画編)

令和 4 年 3 月

新見市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節	計画の目的及び基本理念	1
第2節	計画の構成	1
第3節	災害の想定	1
第4節	用語の意義	2
第5節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第6節	防災計画等の作成又は修正	1 1

第2章 市の概要

第1節	自然条件	1 2
第2節	社会的条件	1 2
第3節	災害の想定	1 2

第3章 災害予防計画

第1節	防災知識の普及	1 5
第2節	防災訓練	2 0
第3節	自主防災組織の育成及び消防団の活性化	2 1
第4節	企業防災の促進	2 3
第5節	住民及び事業者の地区内の防災活動の推進	2 5
第6節	災害教訓の伝承	2 5
第7節	防災業務施設及び設備等の整備	2 6
第8節	防災業務体制の整備	2 8
第9節	各種災害予防対策	3 2
第1	方 針	3 2
第2	治山対策	3 2
第3	土砂災害防止対策	3 2
第4	河川対策	3 5
第5	雨水出水対策	3 5
第6	ため池対策	3 6
第7	風害対策	3 6
第8	都市防災対策	3 7
第9	道路・橋梁対策	3 9
第10	水路対策	3 9

第1 1	雪害対策	3 9
第1 2	火災対策	4 0
第1 3	林野火災対策	4 1
第1 4	交通施設対策	4 1
第1 5	特殊災害対策	4 2
第1 6	文教災害対策	4 3
第1 7	原子力災害対策	4 5
第1 0 節	要配慮者等の安全確保対策	4 5
第1 1 節	地震災害対策	5 3
第1 2 節	緊急物資等の確保計画	5 3
第1 3 節	公共用地等の有効活用	5 4
第1 4 節	被災者等への的確な情報伝達活動	5 4

第4章 災害応急対策計画

第1 節	組織計画	5 5
第2 節	配備計画	5 7
第3 節	災害情報通信計画	5 9
第4 節	水防計画	8 5
第5 節	消防計画	8 5
第6 節	避難計画	8 8
第7 節	罹災者救助保護計画	1 0 2
第1	災害救助法の適用	1 0 2
第2	食料供給計画	1 0 5
第3	飲料水供給計画	1 0 6
第4	衣料品等生活必需物資供給計画	1 0 7
第5	応急住宅計画	1 0 9
第6	障害物除去計画	1 1 0
第7	廃棄物処理計画	1 1 1
第8	医療・助産計画	1 1 2
第9	救助計画	1 1 5
第1 0	遺体の捜索、収容及び埋葬計画	1 1 6
第1 1	防疫計画	1 1 8
第1 2	災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに援護資金等の貸付計画	1 1 9
第1 3	災害義援金品の募集及び配分計画	1 2 2
第8 節	文教災害対策	1 2 3
第9 節	交通輸送対策	1 2 5

第10節	電気、通信、水道の供給	127
第11節	危険物施設等災害対策	129
第12節	放射性物質災害対策	131
第13節	集団事故災害対策	131
第14節	地震災害対策	133
第15節	広域応援・雇用	133
第16節	自衛隊の災害派遣	135
第17節	ボランティアの受入及び活用	140
第5章	災害復旧・復興計画	
第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	143
第2節	被災者等の生活再建等の支援	143
第3節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	145
第4節	公共施設等災害復旧計画	145
第5節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	146
第6節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	147
第7節	復興本部	149
新見市水防計画		150

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的及び基本理念

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 42 条の規定に基づき、新見市防災会議が新見市に係る防災に関し、新見市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務について総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。また、災害対策の実施に当たっては、国、県及び市並びに指定公共機関は、それぞれの機関の役割を的確に果たしていくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、国、県及び市を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、国、公共機関、県及び市、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じていく。

さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図るとともに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、わかりやすい水害リスクの開示に努める。

第 2 節 計画の構成

この計画は、基本計画編と別途作成の震災対策編及び資料編をもって構成するものとし、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく新見市水防計画及び新見市総合計画とも十分調整を図るものとし、指定行政機関又は指定公共機関の作成する防災業務計画及び岡山県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

また、この計画は、基本計画編を災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画で構成しこれを補完するため資料編を作成する。

第 3 節 災害の想定

この計画は、市の地域における地勢、地質及び気象その他地域の特性によって起こりうる災害の危険を想定し、これを基礎とする。なお、震災対策は別編とした。

- 1 暴風等による災害
- 2 大雨等による災害

- 3 上記1～2のほか異常気象による災害
- 4 大規模な火災
- 5 その他特殊災害

第4節 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 市本部 新見市災害対策本部をいう。
- 2 市防災計画 新見市地域防災計画をいう。
- 3 県防災計画 岡山県地域防災計画をいう。
- 4 防災関係機関 市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- 5 避難場所 災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所をいう。
- 6 指定緊急避難場所 災害対策基本法施行令で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きができるよう、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として市長が指定したものをいう。
- 7 避難所 公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設をいう。
- 8 指定避難所 災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として市長が指定したものをいう。
- 9 要配慮者 高齢者や障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、従来の「災害時要援護者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。
- 10 避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市と市の地域を管轄する防災関係機関が、防災に関し処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

第1 市

市は、自らの責任において災害予防・災害応急対策・災害復旧に関し、防災関係機関及びその他の公共的団体の協力を得て、主として次のことを実施する。

- 1 防災知識の普及啓発及び防災訓練に関すること。
- 2 自主防災組織の育成に関すること。

- 3 災害に係る予報及び警報等の伝達に関すること。
- 4 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 5 災害広報に関すること。
- 6 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令に関すること。
- 7 被災者の救助に関すること。
- 8 被災者の広域避難及び広域一時滞在に係る協議、被災者の受入れに関すること。
- 9 災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置の要請に関すること。
- 10 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
- 11 被害の調査及び報告に関すること。
- 12 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に係る応急措置に関すること。
- 13 水防活動及び消防活動に関すること。
- 14 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境の確保に関すること。
- 15 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。
- 16 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置に関すること。
- 17 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること。
- 18 水防、消防その他防災に係る施設及び設備の整備に関すること。
- 19 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧に関すること。
- 20 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること。
- 21 高層建築物等の安全確保に必要な指導、助言及び立入検査に関すること。
- 22 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持に関すること。

第2 岡山県（備中県民局）

県は、岡山県地域防災計画による所定の業務を実施するとともに、自らの業務との調整を図りつつ、市に対し技術的な助言若しくは勧告又は必要な支援を行う。

第3 県警察（新見警察署）

警察業務を通じ、防災に関し次のことを実施する。

- 1 災害警備実施計画に関すること。
- 2 災害警備用装備資機材の整備に関すること。
- 3 災害情報の収集・伝達及び被害調査に関すること。
- 4 救出救助及び避難誘導に関すること。
- 5 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等に関すること。
- 6 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関すること。
- 7 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関すること。
- 8 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力すること。

第4 指定地方行政機関

（注）（ ）内には、市内又は県内に所在する下部機関を記載

指定地方行政機関は、県が実施する防災業務が円滑に行われるよう協力するほか、市内に存在す

る事務所機関所属の業務を通じて、市に対しても助言若しくは協力・援助を行う。

[中国四国管区警察局]

- 1 管内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する事。
- 2 他管区警察局との連携に関する事。
- 3 関係機関との協力に関する事。
- 4 情報の収集及び連絡に関する事。
- 5 警察通信の運用に関する事。

[中国財務局（岡山財務事務所）]

- 1 災害復旧事業の適性かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立ち合わせる。
- 2 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付の措置を適切に運用する。
また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起す場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
- 3 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付け等の措置を適切に行う。
- 4 災害が発生した場合においては、関係機関と協議のうえ、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）を行う。

[中国四国農政局]

- 1 農地海岸保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。
- 2 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。
- 3 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- 4 被災地における病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握
- 5 農地、農業施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- 6 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- 7 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- 8 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- 9 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

[近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）]

- 1 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹並びに溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。
- 2 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- 3 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ぼさないよう処置する。
- 4 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。
- 5 知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

[中国経済産業局]

- 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- 3 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。
- 4 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- 1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。
- 3 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国運輸局（岡山運輸支局）]

- 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。
- 3 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。
- 4 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講ずる。

[大阪管区气象台（岡山地方气象台）]

- 1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。
- 2 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。
- 3 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。
- 4 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための

気象情報の充実を図る。

- 5 気象庁が発表した特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。
- 6 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
- 7 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
- 8 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

[中国総合通信局]

- 1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- 2 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- 3 災害時における非常通信の運用監督を行う。
- 4 非常通信協議会の指導育成を行う。
- 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。

[岡山労働局（新見労働基準監督署）]

- 1 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害の発生のおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- 2 被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣措置を講ずるよう要請する。
- 3 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏洩防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な監督指導調査を行う。
- 4 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- 5 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- 6 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- 7 被災の場合労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
- 8 災害原因調査を行う。

[中国地方整備局（岡山河川事務所、岡山国道事務所）]

- 1 気象、水象について観測する。
- 2 吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川、小田川等直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。

- 3 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、岡山地方気象台と共同して洪水予報を行う。
- 4 一般国道2号、30号、53号、180号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。

[中国四国地方環境事務所]

- 1 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- 2 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。
- 3 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

第5 自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊等）

自衛隊は、災害派遣要請権者（知事）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握を行う。
- 2 避難の援助を行う。
- 3 遭難者等の捜索救助を行う。
- 4 水防活動を行う。
- 5 消防活動を行う。
- 6 道路又は水路の応急啓開を行う。
- 7 応急医療・救護・防疫を行う。
- 8 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- 9 炊飯及び給水を行う。
- 10 救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- 11 危険物の保安及び除去を行う。
- 12 その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、自らの機関の防災に万全を期し、災害時における業務の確保・被災施設の早期復旧等、防災の指定機関としての所定の防災業務を行い、市内事業所の所掌業務を通じて、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

[日本郵便株式会社（新見郵便局並びに新見市内各郵便局）]

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- 4 被災者救助団体に対しお年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

[西日本旅客鉄道株式会社（岡山支社）]

- 1 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- 2 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- 3 死傷者の救護及び処置を行う。
- 4 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

[西日本電信電話株式会社（岡山支店）]

- 1 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- 2 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- 3 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- 4 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- 5 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- 6 気象等の警報を市町村へ連絡する。

[株式会社NTTドコモ中国（岡山支店）等]

- 1 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
- 2 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- 3 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- 4 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

[日本銀行（岡山支店）]

1 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引替えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

2 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、または通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信手段の活用を図る。

3 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

4 金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ関係機関と協議のうえ、金融機関等に対し、次のような措置を講ずるよう要請する。

- (1) 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等

の特別取扱いを行うこと。

(3) 被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

(4) 損傷日本銀行券及び補助貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

5 各種金融措置に関する広報

上記3及び4で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

6 1から5までに掲げるもののほか、必要に応じ所要の災害応急対策を実施する。

[日本赤十字社（岡山県支部）]

1 必要に応じ所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。

2 緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品等））を備蓄し、災害時に被災者に対し給付する。

3 輸血用血液製剤の確保供給を行う。

4 義援金の募集及び配分を行う。

[日本放送協会（岡山放送局）]

1 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。

2 防災知識の普及に関する報道を行う。

3 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。

4 義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

[中国電力株式会社（東部水力センター）、中国電力ネットワーク株式会社（高梁ネットワークセンター）]

1 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。

2 災害時における電力の供給確保に関すること。

3 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。

[備北土地改良区]

災害時における電力の供給確保に協力する。

[西日本高速道路株式会社（津山高速道路事務所・三次高速道路事務所）]

中国自動車道、山陽自動車道、岡山自動車道及び米子自動車道の改良、維持その他管理及び道路情報の伝達を行う。

[国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）]

放射線災害の防止及び応急対策を行う。

[各民間放送会社（山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、西日本放送株式会社、株式会社瀬戸内海放送、岡山エフエム放送株式会社）]

日本放送協会に準ずる。

[各ガス事業会社]

- 1 ガス施設の災害予防措置を講ずる。
- 2 発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して、早期供給再開を図る。

[一般社団法人岡山県トラック協会]

- 1 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- 2 災害応急活動のため各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- 3 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。
- 4 災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社（新見営業所）]

- 1 災害時における知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備を図る。
- 2 災害時における物資の緊急輸送を行う。

[公益社団法人岡山県医師会（一般社団法人新見医師会）]

- 1 医療及び助産活動に協力する。
- 2 防疫その他保健衛生活動に協力する。
- 3 日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

※日本医師会の編成する災害医療チーム

日本医師会の名の下に、岡山県医師会が地区医師会を単位として編成する災害医療チーム（JMAT「ジェイマット」）。

[一般社団法人岡山県LPガス協会]

- 1 LPガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。
- 2 災害時におけるLPガス供給の確保を図る。

第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

団体若しくは施設の管理者は、自らの公益性・公共性を自覚し、施設の防災管理と緊急対策計画を進めるとともに、災害発生時においては市に対し施設又は資機材の提供若しくは技術・労力の提供を行い防災に協力するもので、その主たる団体・施設と分担する業務は、次のとおりである。

[災害拠点病院（高梁中央病院）]

- 1 災害時に多発する重篤救急患者の救急医療を行う。
- 2 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- 3 災害派遣医療チーム（DMAT）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- 4 地域の医療機関への応急用資器材の貸し出しを行う。

※災害派遣医療チーム（DMAT（ディーマット））

災害の急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

[農業・経済団体（晴れの国岡山農業協同組合新見統括本部・新見市森林組合・新見漁業協同組合・新見商工会議所・阿哲商工会・岡山県建設業協会新見支部等）]

被災調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡旋について協力する。

[文化、厚生、社会团体（新見市社会福祉協議会・新見市赤十字奉仕団・新見市連合青年団・新見市婦人連合協議会）]

被災者の応急救助活動及び義えん金品の募金等について協力する。

[危険物施設の管理者]

各自の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

[アマチュア無線の団体]

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[その他重要な施設の管理者]

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

[行政地区総代]

- 1 災害時における地区住民への情報伝達を行う。
- 2 災害情報の収集と通報・伝達に協力する。

第6節 防災計画等の作成又は修正

第1 新見市地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき市防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要に応じて、これを修正するものとする。

市防災計画を作成又は修正する場合は、国が定める防災基本計画及び県防災計画を参考とし、特に県防災計画において計画事項として示すものについては、地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、市民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する市民の意識の高揚と自発的協力を求める。

また、市防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

第2 地区防災計画

市は、市防災計画に地区防災計画を位置づけるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。

第2章 市の概要

第1節 自然条件

第1 地 勢

新見市は、岡山県の最西北端、三大河川の一つである高梁川の源流域に位置し、北は中国山地の嶺線をもって鳥取県日野郡に接し、南は高梁市に、東は真庭市に、西は広島県庄原市に接して、総面積 793.29k m²（県総面積の 11.2%）におよぶ広大な市域を有している。

北部は 1,000m級の山々が東西に連亘し、また、市内いたるところ山岳が起伏し、多くの溪谷がはしり、平坦地は極めて少ない。東南部一帯は、石灰岩地帯特有のカルスト地形を形成し、市内の 86%は山林が占めている。

市内において、人々の生活、生産活動が行われているのは、標高 170m～600mの範囲であり、地勢はおおむね急峻で傾斜地の多い地域である。

第2 気 候

北部山岳地帯は、日本海側気候で、冬期の間かなりの積雪をみるが、中部盆地及び南部丘陵地帯は、多少の差違はあるものの概して内陸型気候といわれ、温暖少雨である。ただし、瀬戸内海沿岸に比べ気温はやや低く、雨量は若干多い。

年間平均気温は 12℃前後で、年間降雨量は 1,400～1,800 mmであり、市内の気象観測点における観測記録は、（資料編第 1－1 新見市域の気象）のとおりである。

第2節 社会的条件

第1 人 口

本市の令和 2 年国勢調査人口は 28,079 人で、前回調査（平成 27 年）より 2,579 人減少している。県人口に占める割合は 1.5%であり、人口密度は 1 k m²当たり 35.4 人と希薄である。

人口は、昭和 30 年の 66,146 人をピークに、その後は減少が続き、総人口に占める 65 歳以上の比率は 41.6%と高齢化が進んでいる。また、令和 2 年の世帯数は 11,324 世帯で、前回調査（平成 27 年）より 324 世帯減少しており、都市計画区域内でも減少傾向にある。

第2 都市化

伯備線の電化、国道 180 号・182 号・主要地方道 8 路線・一般県道 12 路線の整備、さらに中国自動車道、岡山自動車道、米子自動車道の開通により県南、山陰をはじめ、京阪神、広島、四国との結び付きが一層強化され、岡山空港と結ぶアクセス道路として、主要地方道長屋賀陽線（備北新線）の整備も進み、公共下水道の供用開始、工業団地の造成等都市基盤の整備が進んでいる。

第3節 災害の想定

新見市の自然条件と社会環境を直視し、過去における災害記録を参考に市域における災害を考えると

き、大雨・台風・地震等の自然災害と、火災・爆発・毒劇物漏洩・感染症・交通事故等の人為災害が想定される。

近年、産業の発達による土地利用形態の変化は、山地・丘陵・農地・河川・水路等の従来の機能を低下させ、山崩れ・洪水等を増大させている。また、都市化が進み、生活が複雑化するにつれて都市部は災害を生む要因が多く敏感になり、被害も大規模化する傾向がある。さらに、避難する際の用水路への転落などの課題もあり、自然災害が人為災害を誘発し、複合災害として波及拡大する危険性がある。市内には、老朽化したため池・河川堤防・低地浸水箇所・急傾斜地区・密集市街地等の危険箇所があり、次のような災害が予想される。

第1 自然災害

(1) 大雨（洪水）災害

大雨の原因としては、梅雨前線によるものが最も多く、また、台風によるものや発達した積乱雲による局地的な大雨が、6月から9月にかけて多く、洪水・浸水・山崩れ・土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流等）などの被害を発生させる。

(2) 暴風（台風）災害

平素は比較的風の弱い地域であるが、季節風・低気圧の接近により、一時的な強風に見舞われることもあり、台風の接近時には最大風速 20m/s（10 分間平均）前後、又はそれ以上の強風が吹き、建物や農作物に大きな被害を与え、また、豪雨を伴って洪水を引き起こすなどの被害を発生させる。

(3) 豪雪災害

冬期における市域、特に北部地域は日本海側気候である。このため、西高東低の気圧配置となって強い季節風が吹くとき等には、大雪となることも多く、交通・通信の途絶等の被害が発生する。

当市は豪雪地帯対策特別措置法に基づく「豪雪地帯」に指定されている。

(4) 前記(1)～(3)のほか気象現象による災害

前記の自然災害のほか、今日までに記録として残されている気象災害として、晩霜・落雷・降ひょう・干害等が想定される。

(5) 地震災害

県内地震被害史には、昭和13年1月2日発生の震度4の地震で市内下熊谷地区の小貯水池堤防の決壊被害が記録されている。日本は、世界でも有数な地震国で昔から幾多の洗礼を受け、その度、多かれ少なかれ被害を受けてきた。県下でも震度5弱以上の地震に1926年以降3回見舞われている。平成7年1月17日未明、淡路島北部を震源とする直下型地震が京阪神を直撃し、死者が6,300人を超した都市型大規模震災や、平成12年10月6日に発生し、負傷者4名、住宅損壊657棟など市内各地に甚大な被害をもたらした「鳥取県西部地震」を教訓とし、緊急時に対処できるよう準備しておく必要がある。ひとたび強力な地震が発生すると、建物施設の倒壊・ため池決壊・山崩れ等の被害が想定され、また木造家屋が多いことから火災発生の危険性が高い。

(6) 地すべり・山がけ崩れ

市域の大部分を占める林野は、急峻な山々の重畳であり急傾斜地も多く存在している。こうした地形にあっては、長年にわたる雨水・地下水の浸透や地震振動等が地すべりや山がけ崩れを発生させる危険が大きい。道路工事・土地開発造成・鉱物資源の採掘等が災害発生の誘因となる場合も考えられる。

第2 人為災害

(1) 火災

出火原因は、たき火によるものが最も多く、風呂釜と煙突によるものがこれに次いでいる。発生時期は12月から4月の間が多く、火気を多く使用する時期・空気が乾燥し季節風の強い時期が、大火となる危険性も高い。

火災の種別では、建物火災が大半を占めることに変わりはないが、建築様式・建築材料の変化・エネルギー源の変更などにより、人身事故を伴うものが多発する傾向にある。しかも当市は86%が林野であるという自然環境もあって、林野火災が多く、また、化学文明の発達に伴い石油・LPG等消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の貯蔵も多く、これら危険物質による火災危険度も高くなっている。

(2) 爆発・危険物質の漏洩その他の特殊災害

化学産業の急速な発展と高度化により、山間都市にあっても石油化学製品をはじめとする多様な化学物質がいたる所にあり、高圧ガス・有害ガス・火薬・危険物・化学薬品等の漏洩・飛散・流出等による火災・爆発・中毒等の災害を生ずる危険性を内蔵しており、しかも、これらの災害は突発的に生じ、多数の人命・身体に被害を与えるおそれがある。

(3) 交通事故災害

モータリゼーションの急速な発達にともない、交通事故が増加し、様態は大規模化する傾向にある。とくに、高速自動車道及び長大トンネル内における事故は大惨事になる危険性が高く、後続車両・積荷等による二次災害も予想される。

また、上空には定期航空路があつて、航空機事故に遭遇しないとは言い切れない。

(4) 感染性の疾病又は中毒災害

前記各種災害のほか、食物・飲料水又は小動物・昆虫を仲介して感染する感染症や食中毒が集団的に発生することも予想される。

第3章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及

第1 方針

いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要不可欠であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う市民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、市民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要である。また、災害を最小限度に止めるためには、直接被害を受ける立場にある市民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための知識を備えておくことが必要である。さらに、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、市、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育、GIS及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災知識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水範囲等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通じて、受け手側が情報の意味を直接的に理解できるような取組を推進する。

第2 実施内容

1 防災教育

(1) 住民に対する防災教育

ア 県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、防災に関する研修会、映画会、パネル展等の行事を実施するとともにハザードマップ、パンフレット等を配布し、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、市民の防災意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取り組みを進める。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。

イ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物（特定動物を除く）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

ウ 防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員や愛育委員、自主防災組織、防災士等の協力を得て、その把握や防災知識の普及にも努める。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネージャーが連携し、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進に向けた取組を実施する。

エ 県及び市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」

意識の普及を図る。

オ 県及び市は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

カ 地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

キ 被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るように努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることについて周知徹底に努める。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じること、また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとるべきことについて、周知徹底に努める。

ク 市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・洪水浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

- ・土砂災害警戒区域等、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料と

して、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。

- ・ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

(3) 職員に対する防災教育

防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、市全職員に対し、地域防災計画の内容、運用を始め関係法令・実務等に関し周知を図るとともに、研修会等を実施する。

(4) 企業における防災教育

従業員の防災知識の向上を図るため、企業の事業継続計画に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

2 防災広報

市及び関係機関は、市民に対して時期に応じて、市報、告知放送、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会をとらえ、積極的な普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

3 ボランティア活動のための環境整備

防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

- (1) 災害時におけるボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、医療、看護、介護、通訳等の専門的な資格や技能を有する専門ボランティアを平常時から登録し、把握しておくものとする。
- (2) 登録された専門ボランティアに対して、防災に関する知識及び技能の向上を図るため、関係機関の協力を得て研修、訓練等を行う。
- (3) 災害発生時に新見市社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より新見市社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。
- (4) 新見市社会福祉協議会は、災害時に個人で参加するボランティアを指導し効果的な活動が行

えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

- (5) 県及び市は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。
- (6) 県及び市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- (7) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

4 防災週間等における啓発事業

防災週間及び火災予防運動実施期間等を中心に関係機関が協力して啓発事業を実施し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、住民等の防災知識の高揚を図る。

各種の予防運動実施時期

- ・防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・防災とボランティアの日（1月17日）
- ・春季全国火災予防運動期間（3月1日～7日）
- ・建築物防災週間（3月1日～7日、8月30日～9月5日）
- ・山火事予防運動月間（3月1日～31日）
- ・水防月間（5月1日～5月30日）
- ・山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・がけ崩れ防災週間（6月1日～7日）
- ・土砂災害防止月間（6月1日～30日）
- ・危険物安全週間（6月第2週）
- ・火薬類危害予防週間（6月10日～16日）
- ・河川水難事故防止週間（7月1日～7日）
- ・道路防災週間（8月25日～31日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・防災の日（9月1日）
- ・救急の日（9月9日）
- ・救急医療週間（9月9日を含む1週間）

- ・国際防災の日（10月の第2水曜日）
- ・高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）
- ・秋季全国火災予防運動期間（11月9日～15日）
- ・雪崩防災週間（12月1日～7日）

第2節 防災訓練

第1 方針

災害を最小限度に止めるためには、県・市をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らの身は自ら守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

過去の災害の教訓を踏まえて、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

このため、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクと取るべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

具体的には、県及び市は、防災関係機関、地域住民、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力的体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図るとともに、一般住民向けに専門的、体系的な防災教育訓練の提供を充実させることにより、住民の防災意識の高揚を図る。その際、女性の参画促進に努める。

第2 実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

1 基礎防災訓練

(1) 水防訓練

水防活動の円滑な実施を図るため、次の方法により、水防に関する訓練を実施するほか、地域の特性に応じて広域洪水等を想定し、防災関係機関並びに住民が参加して水防訓練を実施す

る。

ア 実施時期

出水期前の最も訓練効果のあるときを選び実施する。

イ 実施場所

河川危険箇所等洪水のおそれのある地域において実施する。

(2) 消防訓練

消防機関の機能を十分に発揮し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、消防計画に基づき消防活動及び大規模火災を想定した消防訓練を実施する。

(3) 避難・救助訓練

市その他防災関係機関、市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び百貨店等多数の人員を収容する施設にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障がいのある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

(4) 情報収集伝達訓練

災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

(5) 通信訓練

災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

(6) 非常招集訓練

非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定して、勤務時間外における職員、消防団員等の非常招集訓練を必要に応じて実施する。

(7) 避難所開設・運営訓練

新型コロナウイルス感染症対策を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

2 総合防災訓練

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及びNPO・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。

第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化

第1 方針

自然災害やますます多様化する生活関連災害に対処するため、市をはじめとする防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この住民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の実施時に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応にかかる教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

第2 実施内容

1 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

- (1) 市は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。
- (2) 市は、研修の実施などによる自主防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格の取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。
- (3) 平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。
- (4) 地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。
- (5) 県及び市は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- (6) 市は、住民等からの要望により地域へ出向き、防災知識の普及啓発や自主防災組織の重要性及び必要性等について周知するなどして、地域防災力の向上を図る。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

(1) 平常時の活動

- ア 防災知識の普及
 - イ 防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備器具等の点検
 - エ 防災用資機材等の整備
 - オ 要配慮者の把握
- (2) 災害時の活動
- ア 災害情報の収集・伝達
 - イ 初期消火等の実施
 - ウ 救助・救急の実施及び協力
 - エ 避難誘導の実施
 - オ 炊き出し、救助物資の配布に対する協力
 - カ 要配慮者の支援

3 消防団の充実・強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善及び教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化に努める。

4 その他

- (1) 防災意識の高揚を図るため、自主防災組織を中心に、リーダーの育成強化等の指導を行うとともに、防災リーダーの育成に必要な防災研修の実施に積極的に取り組むものとする。その際女性の参画の推進に努めるものとする。
- (2) 日常的な通報体制の確立や新見市自主防災組織連絡協議会などにより、地区内の他の防災組織との連携強化を図る。

第4節 企業防災の促進

第1 方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

第2 実施内容

- 1 大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。
- 2 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に

努める。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

- 3 ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。
- 4 市、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、市及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- 5 市及び県は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。
- 6 市及び商工会・商工会議所は、共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。
- 7 市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- 8 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
- 9 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

第5節 住民及び事業者の地区内の防災活動の推進

第1 方針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

第2 主な実施機関

自主防災組織、地域住民、企業、市

第3 実施内容

- 1 市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。
- 2 市は、市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要と認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。
- 3 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第6節 災害教訓の伝承

第1 方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、市及び県では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

第2 実施内容

- 1 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。
- 2 住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほ

か、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓を伝承する取組を積極的に支援する。

第7節 防災業務施設及び設備等の整備

第1 方針

災害の未然防止又は災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、市、その他防災関係機関は、防災業務施設、設備等の整備充実を計画的に推進する。

第2 通信施設、設備等

迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達体制を確保するため、地域情報通信ネットワークシステム、無線通信施設等の通信施設の整備を図るとともに、万一これら施設に被害が生じた場合に備え、非常電源、予備器等の設置に努める。

1 地域情報通信ネットワークシステムの整備

(1) 告知放送

災害情報の伝達・確認を光ファイバで結ぶ地域情報通信ネットワークシステム事業により、双方向の告知放送を整備する。

(資料編第3-3 通信施設)

2 無線通信施設等の整備等

(1) 防災行政無線

災害情報を迅速・的確に行うため、一斉指令放送の整備、現地等からの情報伝達手段確保のため、移動系防災行政無線を整備する。

(資料編第3-3 通信施設)

(2) 常備消防の通信指令施設

消防、防災活動を迅速かつ的確に行うため中枢となる通信指令施設の整備充実を図る。

(3) 民間無線利用

アマチュア無線等民間無線について、災害応急対策、情報収集等災害時における運用について日頃から協力体制の強化を図る。

(4) 衛星通信回線整備

地上の通信施設に被害が発生した際に、外部との通信や情報収集の手段を確保し、防災対策拠点機能の維持を図るため、衛星通信回線を整備する。

2 施設の点検

災害時に備え、平素から定期的に通信施設の保守管理について点検整備を実施する。

第3 気象等観測施設、設備等

気象、水象等の自然現象の観測に必要な雨量観測、風向・風速観測及び水位観測等の施設と器具等について整備する。

(資料編第3-1 気象等観測施設・設備)

第4 水防施設、設備等

重要水防箇所及び危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な水防資材及びこれらを備蓄する水防倉庫等の整備点検を実施する。

(資料編第3-4 水防資機材の備蓄)

第5 消防施設、設備等

- 1 市域内における消防・救急体制を確立するため、消防ポンプ自動車、救急自動車、救助工作車等の消防車両、救命ボート等の資機材、消火栓等の消防水利を整備する。
- 2 効率的な消防活動を行うため、日頃から職員の教育訓練を行い、相互の連携体制の強化を図る。

(資料編第3-2 消防施設・設備)

第6 救助施設、設備等

- 1 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び薬品等の整備を図る。
- 2 都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。
- 3 公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための避難所をあらかじめ指定し、そのうち指定避難所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。
- 4 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- 5 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 6 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- 7 効率的な救助・救急活動を行うため、日ごろから職員の教育訓練を行い、相互の連携体制の強

化を図る。

- 8 指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- 9 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- 10 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

第7 その他の救助施設、設備等

- 1 災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧に必要なダンプカー等の土木機械等を整備点検する。また、特に防災活動上必要な施設及び防災資機材等の整備点検を実施する。
- 2 孤立地区対策のため、ヘリポート適地の確保について研究を行う。
- 3 県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

第8節 防災業務体制の整備

第1 職員の体制

- 1 各機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。また、参集途上での情報収集及び伝達に努める。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合にも、円滑に災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。
- 2 災害対策本部設置時の各部班は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、関係機関等の連携等について徹底を図る。
- 3 各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、体系的に人材を育成する仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努める。
- 4 市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び県は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。
- 5 県及び市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。
- 6 夜間、休日等に市に入った情報からの職員の緊急呼出を迅速に行うために、メール配信システム又は携帯電話による連絡をすることにより、早期に対応できる体制を整える。

第2 情報収集・連絡体制

- 1 市及び消防本部等がより迅速・的確に総合的な防災対策を実施するため、県が保有する気象情報及び河川情報を収集するため県の防災情報システムの活用を図る。
- 2 効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。
- 3 衛星通信、インターネット、地域防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 4 関係機関と相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。
- 5 災害時に有効な携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備する。
- 6 災害時の情報通信手段確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。
 - (1) 無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によるネットワーク間の連携確保
 - (2) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進
 - (3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加
 - (4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築
 - (5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅牢な場所への設置等

第3 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の災害応急対策、災害普及・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図り、特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。なお、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管

理・輸送、避難者の輸送等)については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

市及び県は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

- 2 市は、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員等の福祉関係機関と協力して、要配慮者の避難支援体制の整備に努める。
- 3 市は、消防の応援について、近隣市町村と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。
- 4 市は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- 5 市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- 6 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を考慮し、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も検討する。
- 7 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- 8 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- 9 市は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。
- 10 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行うことができるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援す

るシステムの活用について検討する。

- 1 1 各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- 1 2 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- 1 3 市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡の方法等を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。
- 1 4 市は、自衛隊に対し、平素から連携体制の強化を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について自衛隊への派遣要請を行うか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に連絡しておく。
- 1 5 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築する。
- 1 6 市及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第4 業務継続体制の確保

- 1 市は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。
- 2 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常

時優先業務の整理について定めておく。

- 3 市は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- 4 市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第9節 各種災害予防対策

第1 方針

市長は、災害の未然防止又は災害の発生した場合に被害を軽減するため、国及び県等の防災関係機関と協力して各種予防対策の推進に努めるものとする。

第2 治山対策

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

1 治山事業の推進

林地における山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧並びに山地災害危険地の予防事業を推進して、林地に起因する土砂災害等の防止を図る。

2 保安林等の整備強化

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等の整備により森林のもつ洪水緩和、土砂浸食防止機能の強化を図る。また、災害につながるおそれのある林地の無計画な開発、土砂採取を規制し、防災措置を講ずるよう指導する。

(資料編第2-6 山地災害危険地区)

第3 土砂災害防止対策

大雨等による急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり等の土砂災害から、人的・物的被害を防止あるいは軽減するため、土砂災害のおそれのある区域を把握し、警戒避難体制を整備する。また、土砂災害のおそれのある区域に関しては、県や関係機関と連携し、砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

1 土砂災害警戒区域等の点検

県は、市と連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。

市は、上記警戒区域等について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及や警戒避難の啓発を図る。

[土砂災害警戒区域等]

- ・土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）
- ・土砂災害警戒区域（地滑り）

・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

2 土砂災害防止法に基づく調査・指定等

(1) 基礎調査の実施

県は、土砂災害防止法の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑り（以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生じる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行い、その結果を市に通知するとともに、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

(2) 警戒区域等の指定

県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講じる。

- ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- イ 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
- ウ 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- エ 勧告による移転者への支援等

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要が生じた場合、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を検討する。

3 警戒避難体制の整備等

(1) 警戒避難体制の整備

市防災会議は、警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次の事項を定める。

- ア 土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項
- イ 土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項
- ウ 避難場所及び避難経路に関する事項
- エ 土砂災害に関する避難訓練に関する事項
- オ 避難、救助その他当該警戒区域等における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

さらに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(2) 警戒避難体制の実施

降雨等により、土砂災害の危険が切迫していると認められる場合は、市、消防本部、消防団等が危険箇所の警戒巡視を行い、住民等に対して広報を実施する。

また、大雨により土砂災害発生の危険度が更に高まったときに、県及び岡山地方気象台から発表される土砂災害警戒情報等を参考に、法第56条に規定する警報の伝達及び警告、法第59条に規定する事前措置、法第60条に規定する避難の指示等の措置を講じる。

なお、避難指示等の発令基準は、「第4章第6節避難計画」に掲載しているが、今後の気象予測や、土砂災害警戒区域の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

(3) 警戒避難体制の周知

市は、土砂災害防止について、日頃より注意の喚起に努め、啓発宣伝活動を行う。

ア 報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ及び新聞等による広報を実施する。

イ 広報車による巡回、市広報誌への掲載及びポスターの掲示等による広報活動を実施する。

ウ 教育機関等の協力を得て、土砂災害防止の意識向上を図る。

また市は、土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難場所等についてハザードマップの配付や危険箇所標識の設置等により地域住民に周知するよう努める。日頃から土砂災害警戒区域等の状況を把握し、梅雨時期や台風期には、市及び消防本部等において巡回点検を行い、その状況を地域住民に周知するなど必要な措置を講じる。

4 土砂災害防止施設の整備促進

県は、土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる要配慮者施設などのある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から、市と連携しながら整備する。

(1) 砂防事業

土石流や流木を捕捉する砂防堰堤、溪流の縦横浸食を防止する溪流保全工・護岸えん堤等の砂防設備の整備を図る。

(2) 地すべり対策事業

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

がけ崩れ災害に対処するため、保全する人家が5戸以上で土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不相当と認められるものについて防止施設の整備を図る。

(4) 雪崩対策事業

積雪による雪崩災害に対処するため予防柵、防止柵等の雪崩防止施設の整備を図る

(5) 移転対策

急傾斜地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転事業の促進を図る。

ア 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域等のうちで、住民の居住に不適當な区域にある住居の集団的な移転の促進を図る。

イ がけ地近接等危険住宅移転事業

県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第4 河川対策

洪水による河川災害を防止するため、国及び県と連携し河川維持修繕、河川改良等の改修事業を積極的に実施するとともに、中小河川の増水による低地浸水を防止するため、防災工事等の予防対策を推進する。

1 河川維持修繕

河川施設の状況を把握し、洪水等に際し、被害を最小限にとどめるよう堤防の維持補修及び護岸の修繕等を実施する。

2 河川改修

河道の整備を図るとともに、排水機設置等により内水排除河川としての整備を実施する。

3 円滑かつ迅速な避難の確保

市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があった場合には、市防災計画において、当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、住民に周知するよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

（資料編第2-1 河川重要水防区域）

第5 雨水出水対策

雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、水位周知下水道について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に当該下水道水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

1 被害軽減を図るための措置

(1) 雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）情報

市は、水位周知下水道について、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管理者及び量水

標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

(2) 雨水出水浸水想定区域の指定、公表等

市は、水位周知下水道について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。

(3) 円滑かつ迅速な避難の確保

市防災会議は、雨水出水浸水想定区域の指定があった場合には、市防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、地下街、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

(4) 雨水出水対策事業の実施

浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管渠等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。

また、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

(5) 関連調整事項

河川改修事業・農地防災事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第6 ため池対策

ため池の管理については、ため池台帳により、その状態をよく把握するとともに、ため池の決壊を未然に防止するため、早急に補強を行い、次のとおり、維持管理を行う。決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、県と連携しながら、改修や廃止など必要な対策を効果的かつ効率的に進める。また、市は、防災重点農業用ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。

- 1 堤体は、常に草木等の繁茂を除き、亀裂、漏水等の異常がすぐ発見できるようにする。
- 2 余水吐の堰上げは絶対さける。
- 3 斜樋、底樋等の構造物は、貯水前に点検する。
- 4 老朽化の著しいため池は常に控え目な貯水にとどめる。
- 5 ため池内に流入浮遊して、堤体の破損、余水吐の閉塞の原因となる物体は除去する。
- 6 市及び受益者は、ため池の危険箇所を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

(資料編第2-7 ため池所在地)

第7 風害対策

来襲が予想される台風等の風害予防については、気象予報及び警報に注意し建物の補強等の予防

措置を指導する。

また、農作物について、風害に対する抵抗品種の選定等計画的栽培を実施するとともに、災害に備えて温室等の施設の補強、果樹その他の農作物の倒壊防止等を指導する。

第8 都市防災対策

都市計画区域における災害を防止するため、都市計画マスタープランや立地適正化計画等の中に防災まちづくりの方針を盛り込み、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

1 都市施設の整備促進

都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮して土地区画整理事業等の面的整備を進め、道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。

(1) 土地区画整理

都市計画区域内の未整理地域において、土地区画整理事業を実施し、道路、公園及び上下水道等を整備し、計画的な市街化を図る。

(2) 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時においては緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。

(3) 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

2 都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心なまちづくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

(1) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

(2) 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、市街地における雨水排除を図り、予想される被害を未然に防止する。

3 都市防災対策の推進

防火地域の指定、市街地再開発事業及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

(1) 防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、市が地域を指定し、必要な規制を行う。

(2) 市街地再開発事業

都市における災害の防止を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

(3) 住宅地区改良事業

住環境の整備改善を行うとともに集団的に改良住宅を建築し、都市における災害の防止を図る。

(4) 宅地造成等の規制

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生じるおそれが著しい区域を県知事が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

(5) 災害危険区域の指定及び対策

出水、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建て替え又は新築を原則として禁止するとともに、危険度の高い箇所から優先的に防止工事等を施工し、市民の人命及び財産の保全に努める。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既定市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

(6) 災害に強いまちの形成

市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

4 防災建築物の整備促進

都市区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

(1) 公共建築物の不燃化、耐震化

公営住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

(2) 優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

5 建築物の安全性の確保

(1) 安全対策

国、県、市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

(2) 空家対策

市は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努める。また、

災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

6 関連調整事項

(1) 都市施設の整備

土地区画整理、街路の整備、公園緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業の相互連携を図り、防災面にも配慮した安全で住みよい都市の早期整備に努める。

(2) 都市排水対策の推進

効率的な都市排水対策を実施するためには、河川改修事業等との整合が必要であり、関係機関との計画段階及び事業実施段階において調整を行う。

第9 道路・橋梁対策

(1) 道路側溝は、常に整備し、十分な排水能力を維持する。

(2) 路肩の緩んだものは補強整備する。

(3) 老朽化した橋梁は改良又は補強する。

第10 水路対策

(1) 水路の破損部分等は補強修理する。

(2) 水路の維持管理に努め、土砂の堆積による通水断面の縮小を防止する。

(3) 関係機関及び住民との協力により、塵芥除去、清掃運動を推進する。

第11 雪害対策

雪害予防のため、次の措置を実施する。

1 なだれ防止対策

(1) 過去になだれが発生した箇所又は発生が予想される箇所で道路や人家に被害をおよぼすおそれのある箇所については、段階工及び予防柵を設け、なだれの発生を防止する。

(資料編第2-5 雪崩危険箇所)

(2) 家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督促する。また、この場合雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するよう呼びかける。

(3) なだれの発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、住民に対し、避難指示を行う。

2 除雪

道路における雪害を防止し、交通の円滑を図るため、備中県民局新見地域事務所の関係機関と協議し、消防団、地域住民、建設業協会等の協力を要請し除雪作業を行う。

3 なだれ災害応急対策

(1) なだれ災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて応急工事を行う。

(2) 市は、応急活動の実施が困難な場合には、他の市町村又は県等へ応援を要請する。

第12 火災対策

市は、消防本部の協力を得て火災予防のため、次の対策を実施する。

1 消防力の強化

- (1) 消防用水利の定期検査を行い、消防法に示す基準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強を図る。
- (2) 消防機械等は火災発生時に対応できるよう常に適正な維持管理及び整備点検を行うとともに、機械器具の充実を図る。
- (3) 消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。
- (4) 女性防火クラブ等民間の消防協力組織の育成強化を図る。
- (5) 事業所における自衛消防体制の整備強化を図る。

2 火災予防査察の強化

消防本部は、消防法に基づき予防査察について、次のとおり実施する。

- (1) 定期査察
年間査察計画を樹立し、管内の対象物を定期的に査察する。
- (2) 特別査察
消防長若しくは消防署長が特に必要と認めた場合、特別査察を実施する。
- (3) 警戒査察
火災警報中、消防長若しくは消防署長が火災予防上特に必要と認めた場合は、警戒査察を実施する。
- (4) 住宅査察
住民の協力を得て、一般住宅の防火診断を実施する。特に高齢者世帯の定期訪問や安全指導を実施する。

3 消防設備の整備促進

建築物に対する消火設備、警報設備及び避難設備等の整備促進を図る。

4 火災予防思想の啓発

- (1) 火災予防思想の啓発を図るため、火災予防運動を春秋に実施するとともに、必要に応じて随時行う。
- (2) 市広報紙、告知放送等により、防火思想の普及を行う。
- (3) 講習会、講演会、巡回等による一般啓発活動を実施する。

5 特殊建物火災予防の指導

公衆の集会所、多数の人が勤務する場所等に対しては、建物内部の進入順路、人命救助の方法、消火方法等について、万全の対策を講ずるよう指導する。

6 特定防火対象物等の消防計画の指導

大型店舗、旅館、病院など不特定多数の者が出入りし、集合する特定防火対象物に対しては、避難誘導の方法、建物内部への進入順路、消火方法等について、各対象物毎の防火管理者等が消防計画を作成するとともに、万全の策を講ずるよう指導する。

第13 林野火災対策

林野火災に対する予防思想の啓発に努めるとともに林野の巡視の強化及び防火施設の整備等の防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 広報活動による啓発

山火事防止について、随時、一般の注意の喚起に努め、啓発、宣伝活動を行う。

- (1) 市広報紙への掲載、報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ及び新聞等による広報を実施する。
- (2) 広報車による巡回宣伝、立看板等による広報宣伝を実施する。
- (3) ポスター、チラシ等の印刷物を配布する。
- (4) 教育機関における防火思想の徹底、標語募集による防火思想の啓発等を実施する。

2 林野巡視の強化

林野火災の多発する時期には、県と連携し、森林の巡視を強化するとともに、地域住民の協力により、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

3 山火事防止の警戒措置

(1) 警報等の伝達の徹底

市長は、乾燥注意報、火災気象通報の通知を受けた場合には、必要に応じて、消防機関に連絡するとともに、広報車等の確実な伝達手段により住民への周知徹底を図る。

(2) 火入れ指導の徹底

市長は、火入れに当たっては、森林法第21条を遵守させるとともに気象の状況が火災の予防上危険状態であるときは火災警報を発令し、新見市火災予防条例に定めるところにより、火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限を徹底させる。

4 防火施設の整備

市長は、防火帯、防火道、防火用水等の防火施設林道、消火資機材等の整備に努める。

5 防災訓練の実施

林野火災を想定した防災訓練を防災関係機関と協力して実施する。

6 ヘリコプターによる空中消火体制の整備

大規模林野火災に対処するため、空中消火用資機材を整備するとともに、県、自衛隊等の協力による広域的な空中消火応援体制の整備を図る。

第14 交通施設対策

災害時における交通の確保と安全を図るため、市は国、岡山県備中県民局、新見警察署と協力し、次の対策を実施する。

1 道路対策

(1) 道路の防災構造化

被災した場合に交通のあい路となるおそれの大きい道路の整備を図るとともに橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

(2) 道路危険箇所の点検

地すべり、崩土及び落石のおそれのある地区、路肩軟弱及び路面損壊箇所、河川水衝部、土石流発生のおそれのある地区を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める。

(3) 道路危険箇所に対する措置

災害の発生するおそれのある危険地区に対しては、防災工事の促進を図るとともに被害箇所には適切な応急措置を実施する。

(4) 道路交通規制の実施

豪雨、地震等の異常気象時における災害を防止するため、あらかじめ危険箇所を指定し、当該区間について基準雨量に達したとき、又は地域住民等の情報により、道路交通に支障をおよぼす事態が発生又は予想されるときは、ただちに道路の交通規制を実施する。

(資料編第2-8 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準)

2 トンネル災害対策

トンネル災害に備え、県、西日本高速道路株式会社、警察、消防本部等の関係機関と連携を図り、非常用設備の設置状況の把握、点検を行うとともに、必要な措置を講じ事故の未然防止を図る。

第15 特殊災害対策

1 石油類等保安対策

石油類及び毒物・劇物等化学薬品類（以下、「石油類等」という）等の火災等による災害を防止するため、市は、消防機関、県、新見労働基準監督署及び事業所等の防災関係機関に協力して次の対策を実施する。

(1) 災害対策

ア 石油類等施設の所有者、管理者に対し、保安について指導監督を行う。

イ 必要に応じて立入検査、質問若しくは石油類等に対する規制指導を行う。

ウ 法令に定める石油類等施設の保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を図る。

エ 石油類等取扱関係者に対する保安教育の徹底を図る。

(2) 輸送対策

ア 容器、積載方法等の基準遵守を指導強化する。

イ 車両火災の予防、安全運転の励行等について、指導するとともに、消防機関その他関係機関による予防査察及び取締りを行う。

(3) 消火剤等の緊急輸送対策

関係事業所等における消火剤の保有状況等の実態を把握するとともに、化学消防車を有効利用し、緊急輸送体制の確立を図る。

2 高圧ガス保安対策

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制の強化を図る。

(1) 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、消費、その他取扱いについて、高圧ガス保安法に基づ

き県及び市が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

- (2) ボイラー及び圧力容器の製造及び取扱いについて労働安全衛生法に基づき、新見労働基準監督署が実施している規制業務の実態を把握し災害防止の指導に努める。

3 火薬類保安対策

火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他取扱いについて、火薬類取締法に基づき県及び市が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に努める。

4 放射性物質の災害対策

市は、防災関係機関と連携して、医療用、工業用及び発電用の放射性物質による災害の発生及び拡大を防止し、放射性物質に係る災害が住民に対して影響がおよぶことのないよう予防措置を行う。

- (1) 防災体制の整備
- (2) 通信連絡体制の整備
- (3) 救助体制の整備

5 防護用資機材の整備

市は、災害発生により住民の安全確保に必要な資機材を整備しておくものとする。

(資料編第5-3 応急給水用資機材、第5-4 防疫用資機材及び清掃設備)

第16 文教災害対策

市教育委員会等の関係機関は、幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を図り、学校その他教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

1 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

2 防災上必要な教育の実施

市は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

(1) 児童生徒等に対する安全教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校、幼稚園等において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は教育課程に位置付けて実施し、とりわけ学級活動、学校行事等との関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

(2) 地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができるよう実践力を身につけた人材を育成するよう努める。

(3) 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習及び研修会等の実施を推進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

(4) 防災知識の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

3 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ的確な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 児童生徒等の安全確保

災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、教育計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。また、訓練実施後は、十分な反省を加え、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

4 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

(1) 安全な通学路の設定と安全点検の実施

(2) 登下校の安全指導

5 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の推進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の建築に当たっては、十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。また、学校用地等の選定造成をする場合、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講ずる。

なお、木造建築等については、使用木材の大断面化、厚手化、難燃化等に配慮した構造とするとともに、建物配置などに十分な防災措置を講ずる。

6 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また建物に加え、電気、ガス、給排水

設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い整備に留意する。

7 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

8 文化財の保護

文化財の保護のため、住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

- (1) 文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- (2) 文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理保護について指導・助言を行う。
- (3) 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- (4) 自動火災報知器の設置、貯水槽等の施設の整備を促進する。
- (5) 文化財及び周辺環境を常に整備する。

第17 原子力災害対策

平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故については、依然として避難生活を続けている住民がいる状況にあり、未だに事態の収束には至っていない。

本市の市域は島根原子力発電所のUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）及びPAZ（予防的防護措置を準備する区域）の区域内には位置していないものの、島根県とは隣接しており、原子力災害発生時においては、県や関係機関等と連携し情報収集に努めるとともに、災害の規模や被災地のニーズに応じて他の地方公共団体及び防災関係機関と円滑に広域避難や相互応援ができるよう、避難計画、応援・受援計画等の作成に努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

第10節 要配慮者等の安全確保対策

第1 方針

乳幼児、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である

福祉避難所を確保する。

社会福祉施設においては、要配慮者が災害時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 実施内容

(1) 防災知識の普及

ア 市は、県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。

また、要配慮者に対して、避難支援プラン等による支援制度があることを周知するよう努める。

イ 市は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ家族、障がい者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災知識の普及に当たっては、外国人にも配慮することとする。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実に図る。

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ次の内容のマニュアルを作成し、実施する。

(ア) 施設職員・入所者等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制

(イ) 地域住民とともに行う防災訓練

エ 要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておく。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 避難行動要支援者の把握

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努める。

(ア) 避難行動要支援者の範囲

避難行動要支援者として該当するか否かについては、以下の①に該当する者のうち、個人としての避難能力の有無に加え、避難支援の必要性を総合的にみて判断を行い、該当する者

を避難行動要支援者として扱う。

①生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件のいずれかに該当する者

- ・要介護認定3～5を受けている者
- ・身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く。）
- ・療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ・県、市の生活支援を受けている難病患者
- ・上記以外で自主防災組織等が支援の必要性を認めた者

②避難能力の有無については、主に次の点から判断を行う。

- ・警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力
- ・避難そのものの必要性や避難方法等についての判断力
- ・避難行動を取る上で必要な身体能力

③避難支援の必要性については、主に次の点に着目して判断を行う。

- ・同居親族等の有無
- ・社会福祉施設等への入所の有無
- ・浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の分布状況
- ・災害関連情報の発信方法

イ 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な避難支援等を実施するに当たり、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議、調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

(7) 避難行動要支援者名簿

①避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載又は記録する。

- a 氏名
- b 生年月日

- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

②避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

アー (ア) に該当する者

③市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者名簿の作成の際は、該当者把握のため、市内部の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に集約するよう努める。

④県からの情報取得

難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要であると認められるときは、市長は県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができる。

⑤避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害等によって市の機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築くよう努める。

⑥市における情報の適正管理

市は、情報セキュリティ対策など必要な措置を講じ、名簿情報の適正な管理を行う。

(イ) 個別避難計画

①優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方

個別避難計画の作成を進めるに当たり、以下の項目を基に避難行動要支援者を類型化し、優先して計画を作成する区分を設定し、優先度の高い者から作成を進める。

- a 地域におけるハザードの状況
- b 心身の状況
- c 居住実態、社会的孤立の状況

②個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

a 個別避難計画作成に必要な個人情報等

個別避難計画への記載事項は、避難行動要支援者名簿の記載事項のほか、避難支援等実施者の氏名、住所連絡先、避難場所や避難経路及び避難時に配慮しなくてはならない事項等とする。

b 個別避難計画作成に必要な個人情報の入手方法

避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人とかかわりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など）からの情報提供、市内部での情報の集約、県等からの情報の取得及び個人番号（マイナンバー）を活用して情報の集約・取得を行

う。

ウ 避難行動要支援者名簿等の更新と情報の共有

(7) 避難行動要支援者名簿等の更新

市は、避難行動要支援者名簿について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(4) 情報の共有

市は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図り、情報の共有に努める。

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有・周知を図る。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報等の提供

市は、避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報（以下「名簿情報等」という。）について、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に事前提供を行う。

(7) 名簿情報等の事前提供は、次の避難支援等関係者に対して行う。

- a 消防機関
- b 県警察
- c 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
- d 社会福祉法（昭和26年法律第45号）109条第1項に規定する市社会福祉協議会
- e 自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(4) 市は、名簿情報等の事前提供を行うため、原則、避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など直接的に働きかけ、同意を得るものとする。

(7) 名簿情報等の事前提供は、本人の同意がなくても平常時から名簿情報等を外部に提供できる旨を市条例で別に定める場合は、事前提供に際し、本人の同意を要しないものとする。

(エ) 市は、名簿情報等の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう適切な措置を講ずるよう努める。

(3) 名簿情報等の活用

ア 避難のための情報伝達

(7) 避難情報の発令・伝達

市は、災害時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう高齢者等避難、避難指示等を適時適切に発令するよう努める。

(イ) 多様な手段の活用による情報伝達

市は、災害時に緊急かつ確実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を組み合わせ、多様な情報伝達手段の確保に努める。

イ 避難行動要支援者の避難支援

(ア) 避難支援等関係者の対応原則

避難支援等関係者は、名簿情報等を避難支援等関係者に事前提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報等に基づいて避難支援を行う。

(イ) 避難行動等支援者の安全確保の措置

地域においては、避難の必要性や名簿情報等の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を定めておく。

また、市等は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮を行う。

(ウ) 名簿情報等の提供を受けた者に係る守秘義務

名簿情報等の提供を受けた者若しくは名簿情報等を利用して避難支援等の実施に携わる者及びこれらにあった者は、正当な理由がなく、名簿情報等に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(エ) 名簿情報等の事前提供に不同意であった者への避難支援

a 不同意者を含む名簿情報等の提供

市は、災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報等を提供することができる。

b 不同意者を含む名簿情報等の提供先

市は、自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域からの避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報等を提供することができる。

c 不同意者を含む名簿情報等の情報漏えい防止

市は、災害時に本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報等を提供する場合、あらかじめ定めた避難支援等関係者以外の者にも提供を行うこととなるが、これらの者が適正な情報管理を行うよう、名簿情報等の破棄・返却等、情報漏えい防止のため必要な措置を講じるよう努める。

ウ 避難行動要支援者の安否確認の実施

(ア) 安否確認を行う際には、名簿情報等を有効に活用する。

(イ) 市は、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、名簿情報等を活用し、在宅避難者等の安否確認を進める。

(ウ) 市は、安否確認を外部に委託する場合には、名簿情報等が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努める。

エ 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

(ア) 避難行動要支援者の引継ぎ

市は、避難行動要支援者及び名簿情報等が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者へ引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ避難所運営マニュアルに定める。

(イ) 避難行動等支援者の避難場所から避難所への運送

市は、避難行動要支援者を速やかに指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に運送できるよう、あらかじめ協定を締結する等し、その方法を避難所運営マニュアルに定める。

(4) 福祉避難所等の確保

市は、平常時から一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障がい者支援施設などと連携し、障がいのある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努めるものとする。

さらに、市は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努めるものとする。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

(福祉避難所の施設整備の例)

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置等施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

- ・介護用品、衛生用品
- ・飲料水、要援護者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
- ・医薬品、薬剤
- ・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
- ・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(5) 避難行動要支援者の誘導體制の整備

市は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対し複数の避難支援者を定めるなど、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」）の整備に努める。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

(6) 生活の支援等

ア 市は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等に係る情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画及び避難支援プランを作成する。

- (7) 要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容把握に関する事項
- (イ) ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項
- (ロ) 要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
- (エ) 外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項
- (オ) 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項
- (カ) 指定避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障がい者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項
- (キ) 避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
- (ク) 避難所・在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

イ 住民は、自治会、町内会、民生委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等災害時要援護者の生活についての知識の習得に努める。

ウ 社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあつては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

エ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、県及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状

況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(7) 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第 1 1 節 地震災害対策

大規模な地震が発生した場合は、各種災害が同時多発的に発生し、重大かつ広域にわたって被害を生ずることが予想されることから、市は防災関係機関相互の緊密な連携のもとに地域住民を含めた総合的な防災対策の推進を図るため、「新見市地域防災計画（震災対策編）」として別途定める。

第 1 2 節 緊急物資等の確保計画

第 1 物資の備蓄・調達

市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

第 2 体制の整備

市は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

市及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

県及び市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワ

ークの中から県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

第3 被災地支援に関する知識の普及

市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第13節 公共用地等の有効活用

市は、防災に関する諸活動の推進に当たり、避難場所や備蓄拠点等として、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

- 1 市は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 2 市及び県は、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。
- 3 市は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Lアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- 4 市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- 5 市、県及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- 6 国、県、市及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第4章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

第1 新見市防災会議

新見市の地域における防災行政を総合的かつ有機的に運営するため、災害対策基本法第16条及び新見市防災会議条例（平成17年条例第272号）の規定に基づき、新見市防災会議を設置する。

防災会議の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

1 組織

(1) 会長 市長

(2) 委員

ア 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者

新見労働基準監督署長

近畿中国森林管理局岡山森林管理署長

大阪管区気象台岡山地方気象台次長

イ 岡山県備中県民局地域防災監

岡山県備中県民局新見地域事務所長

ウ 新見警察署長

エ 市長がその部内の職員のうちから指名する者

副市長、総務部長、福祉部長、産業部長、建設部長、教育部長、
新見支局長、大佐支局長、神郷支局長、哲多支局長、哲西支局長

オ 教育長

カ 消防長

キ 消防団長

ク 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者

一般社団法人新見医師会長

西日本旅客鉄道株式会社岡山支社新見駅長

中国電力ネットワーク株式会社高梁ネットワークセンター所長

西日本電信電話株式会社岡山支店長

日本郵便株式会社新見郵便局長

日本郵便株式会社新見第一部長

西日本高速道路株式会社中国支社津山高速道路事務所長、三次高速道路事務所長

ケ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(3) 専門委員 関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、
関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから市長が任命する者

2 所掌事務

- (1) 新見市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、意見を述べる。
- (3) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(資料編第8-1 新見市防災会議条例)

第2 新見市災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において災害予防及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、市長は法第23条及び新見市災害対策本部条例に基づき、新見市災害対策本部を設置する。

1 市本部の設置基準

市本部の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 特別警報が発表されたとき。
- (2) 暴風、大雨、洪水等の気象予報及び警報が発表され、大規模な災害の発生が予測される時。
- (3) 気象予報及び警報の発表の有無にかかわらず、局地的豪雨等により現に災害が発生したとき、又は発生が予測される時。
- (4) 市に大規模な地震、火災その他重大な災害が発生したとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市本部の廃止基準

市本部の廃止基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害が発生するおそれが解消したとき。
- (2) 発生した災害の応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

3 市本部の設置等の公表

市本部を設置又は廃止したときは、住民等に公表するとともに、備中県民局長及び新見警察署長にその旨を通報する。

4 市本部の任務

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整及び広報に関すること。
- (3) 水防その他災害の応急対策に関すること。
- (4) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (5) 被災地の清掃及び防疫その他保健衛生に関すること。
- (6) 被災農林水産業に関すること。
- (7) 応急教育に関すること。
- (8) 交通及び輸送に関すること。
- (9) 施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (10) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。

5 市本部の組織

市本部の組織及び所管事項は、新見市災害対策規程別表に定めるところによる。

(資料編第8-3 新見市災害対策規程)

6 本部会議

本部長は、市本部の運営及び災害対策の推進に関し協議するため、市本部を設置したとき及びその後必要の都度本部会議を招集する。

(1) 本部会議は、本部長、副本部長及び各部長をもって構成する。

(2) 本部会議の協議事項は、次のとおりである。

ア 本部体制の配備及び廃止に関すること。

イ 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること。

ウ 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること。

エ 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。

7 本部室の設置と運営

(1) 本部室の設置

市本部が設置されたときは、本部会議の庶務、本部の総括的事務を処理するために本部室を設置する。

(2) 幹部の常駐

本部長は、必要があると認めるときは、副本部長又は各部長のなかから指名して本部室に常駐させる。

(3) 本部連絡員の配備

各班長は、災害の種類に応じて、本部連絡員を指名し、本部室に出向させ、災害情報の把握・整理、各各班に対する連絡・通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動に当たらせる。

(4) 防災関係機関は、必要に応じて連絡員を本部室に派遣する。

8 現地災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、現地で災害予防及び災害応急対策を実施することが必要であると認めたときは、市長は指名する者をもって現地災害対策本部を設置することができる。なお、設置の基準については、災害対策本部の基準に準ずる。

第2節 配備計画

第1 配備体制の種類と基準

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、市がとるべき配備体制は注意体制、警戒体制及び非常体制とし、次の基準によるものとする。

配備の種別	時 期	活動の内容
注意体制	○市域に対し、大雨、洪水等の各種注意報が発表されたとき。 ○その他市長が必要と認めたとき。	○特に関係がある部課長において必要人員を配置し、主として情報収集、連絡活動を行う。 ○状況により、次の体制の配備に迅速に移行できる体制を整える。
第1次警戒体制	○市域に対し、大雨、洪水等の各種注意報が発表され、災害発生の危険が予想される時。 ○市域に震度4以上の地震が発生したとき。 ○その他市長が必要と認めたとき。	○関係部課は、必要人員を配置し、防災施設、諸機材を点検し、情報収集、連絡活動を実施し、必要に応じて情報連絡員を配置につけ、危険箇所、災害発生予想箇所等の巡視、警戒に当たる。
第2次警戒体制	○市域に対し、大雨、洪水等の各種警報が発表されたとき。 ○市域に震度5以上の地震が発生したとき。 ○局地豪雨、火災、爆発その他で重大な事故が発生するおそれがあるとき。 ○その他市長が必要と認めたとき。	○関係部課は、所定の人員を配置し、情報連絡員を配置につけて危険箇所、災害発生予想箇所等の巡視警戒に当たらせ、必要に応じ応急措置を講ずる。 ○消防団は、出動準備又は警戒監視を行う。 ○事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制とする。
非常体制	新見市災害対策本部設置体制 設置の基準は新見市災害対策規程による。	

(資料編第8-3 新見市災害対策規程)

第2 配備の要領

1 配備の連絡

(1) 勤務時間中における配備の連絡

ア 総務部長は、気象予報及び警報により注意体制、警戒体制等をとったときは総務部総務課長に連絡するとともに、市長、副市長及び教育長に連絡する。総務部総務課長は、各部長、消防長及び支局長に連絡し、関係課長等に配備決定の指示を行わせるとともに、庁内放送等により全職員にその旨を連絡させる。

イ 消防長は、消防団本部にその旨を連絡する。

ウ 各班長は、それぞれ所管する事務所等へその旨を連絡する。

(2) 勤務時間外における配備伝達要領

ア 当直員は、県（危機管理課）等から上記に掲げる配備体制を要する気象予報及び警報の連絡を受けたときは、直ちに総務部長、総務部総務課長に報告する。

イ 総務部長は、当直員からの報告により配備決定し、その旨を総務課長に指示するとともに、市長、副市長及び教育長に報告する。総務部総務課長は、各部長、消防長及び支局長に配備を連絡し、部長は、関係課長等に配備の連絡をする。

ウ 消防長は、消防団本部にその旨を連絡する。

エ 配備職員は、班長から招集の連絡を受けた場合は、直ちに登庁し、登庁した旨を所属長に

連絡するとともに所定の業務を遂行する。

(3) 非常参集の心得

配備職員は勤務時間外において、災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、関係者からの連絡、テレビ・ラジオ等の報道に留意するとともに、進んで各関係機関と連絡をとり、自主的に登庁し所定の業務を遂行するものとする。

第3 配備中の活動基準等

1 注意体制時における活動

注意体制時には、主として災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行う。

主 な 業 務	担 当 部 課
気象予報及び警報等の受信・伝達	総務課
災害情報の収集・伝達	総合政策課・関係部課・支局地域振興課
被害状況の把握	関係部課・支局地域振興課

2 警戒体制時における活動

警戒体制時においては、主として災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達とそれに基づく応急対策の適切な実施を行う。

主 な 業 務	担 当 部 課
気象予報及び警報等の受信・伝達	総務課
災害情報の収集・伝達	関係部課・支局地域振興課
被害状況の把握	関係部課・支局地域振興課
災害広報	秘書広報課・支局地域振興課
応急対策	関係部課・支局地域振興課
避難対策	
避難指示等の指令、避難場所指定	総務課
避難指示等の伝達	秘書広報課・情報政策課
避難所の開設、管理	介護保険課・関係部課
避難誘導	福祉課
関係機関と連絡調整	総務課・支局地域振興課

3 非常体制時における活動

市本部における活動を行う。

第3節 災害情報通信計画

第1 気象予報及び警報等

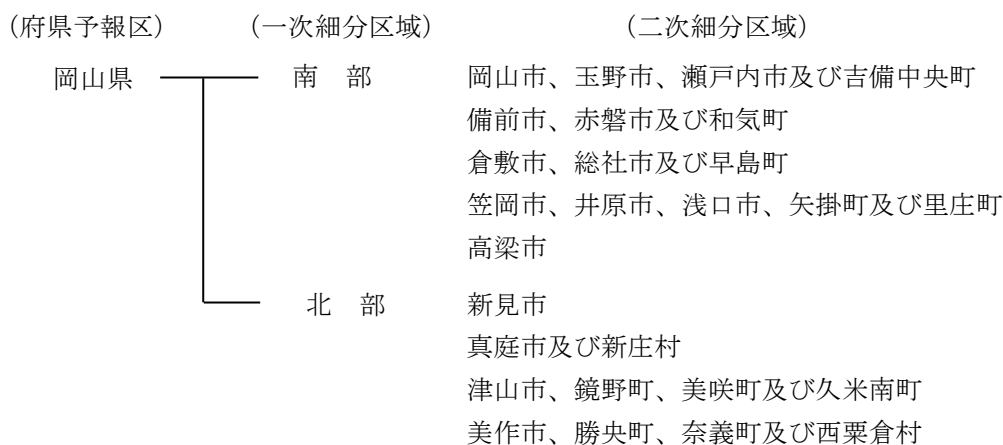
災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、防災対策の実施のため、気象官署等から発表される予報及び警報等について定めるものとする。

(資料編第7 予報及び警報等の種類と基準等)

1 気象予報及び警報等の対象区域及び種別

(1) 気象予報及び警報等の対象区域

ア 細分区域



イ 注意報・警報の標題に付加する細分区域名

発表官署	標題に付加する細分区域名
岡山地方気象台	南部、北部、各市町村

(2) 気象予報及び警報等の種別

ア 気象注意報

強風、大雨、洪水等が原因で災害が起こるおそれがあると予想される時、岡山地方気象台が注意を呼びかけるため発表するものである。大雨及び洪水注意報は警戒レベル2。

イ 気象警報

暴風、大雨、洪水等が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想される時、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるため発表するものである。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

ウ 特別警報

暴風、大雨等が原因で重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、岡山地方気象台が最大限の警戒を呼びかけるため発表するものである。大雨特別警報は何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

エ 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の内容を補完して、現象の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。台風情報、大雨情報等がある。

オ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに気

象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

カ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

キ 大雨・洪水警報の危険度分布等

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「極めて危険」（濃い紫）：警戒レベル5「緊急安全確保」の発令対象区域の絞り込みに活用。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
------------	---

ク 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

ケ 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

コ 地震情報

地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに、観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報をすみやかに発表する。

2 洪水予報

水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、国土交通大臣又は知事が定めた「洪水予報河川」において、洪水のおそれがあると認められるときは、岡山河川事務所又は備前県民局と岡山地方気象台が共同して発表するものである。警戒レベル2～5に相当。

3 土砂災害警戒情報

気象業務法（昭和27年法律第165号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）並びに土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、大雨により土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、岡山県と岡山地方気象台が厳重な警戒を呼びかける必要性を協議の上、共同で発表するものである。なお、この土砂災害警戒情報の発表単位は市町村単位である。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

4 土砂災害緊急情報

土砂災害防止法（平成12年法律第57号）に基づき、河道閉塞による湛水を発生原因とする

土石流又は河道閉塞による湛水、地滑りによる重大な土砂災害の急迫している状況において、国又は県が緊急調査を実施し、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を発表するものである。

5 水防警報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するものである。

6 特別警戒水位（氾濫危険水位）情報

水防法（昭和24年法律第193号）に基づき国土交通大臣又は知事が定めた「水位周知河川」において、洪水又は雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に達したときに、中国地方整備局（岡山河川事務所）又は関係県民局長が関係機関等にその旨通知するものである。

7 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、岡山地方気象台が気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を通報するものである。

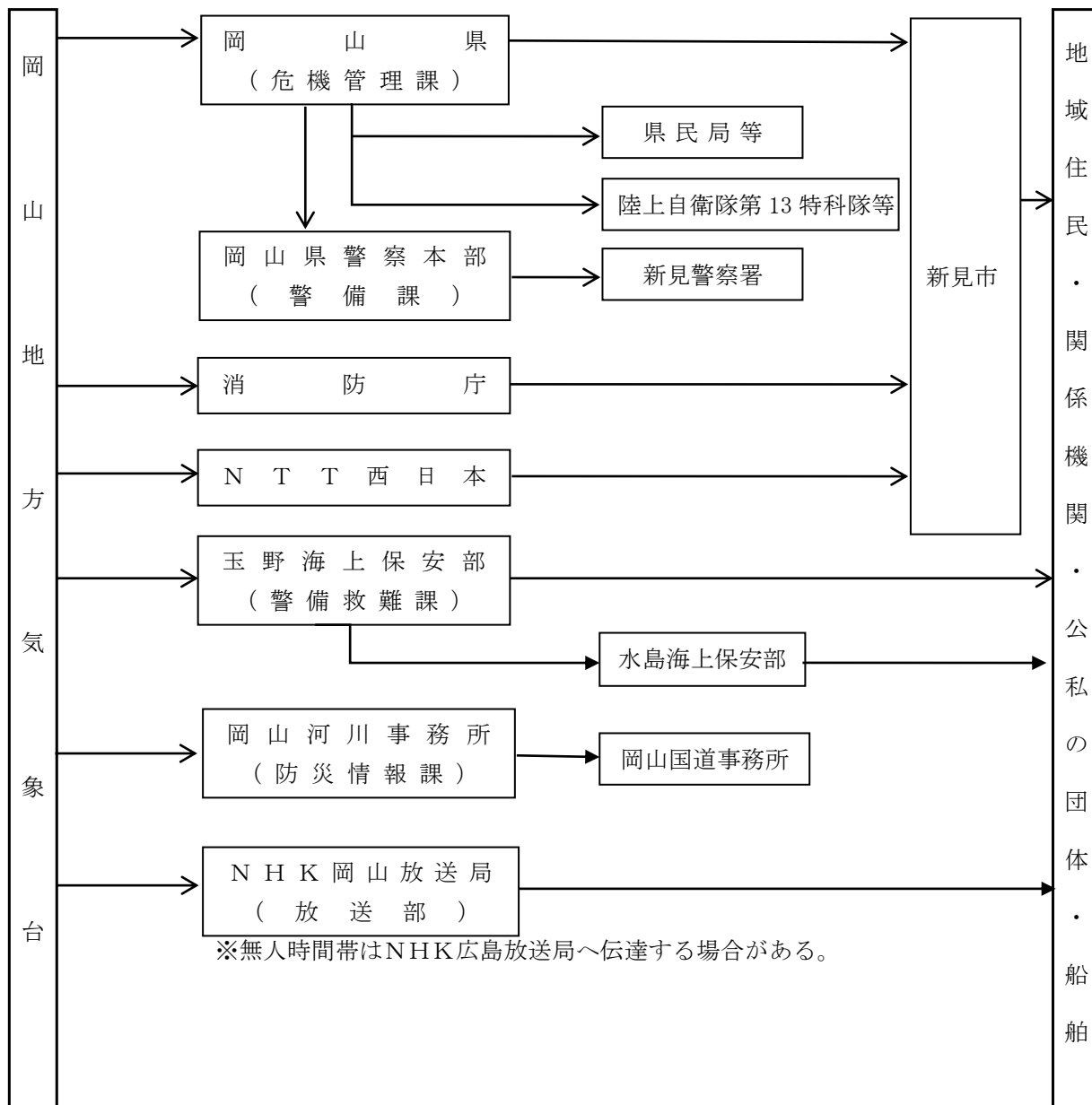
8 火災警報

消防法に基づき、市町村長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

第2 気象予報及び警報等の伝達

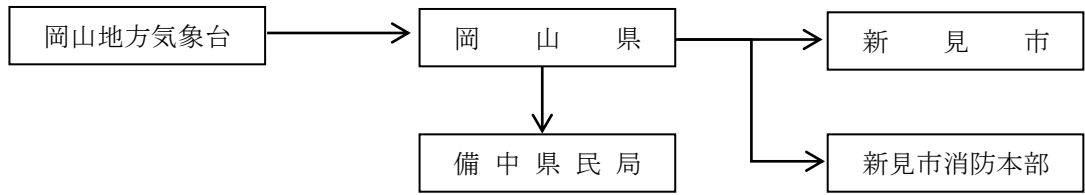
市長は、県その他関係機関から気象予報及び警報等の通報を受信した場合、迅速かつ的確に住民等に伝達するものとする。

1 気象予報及び警報の伝達

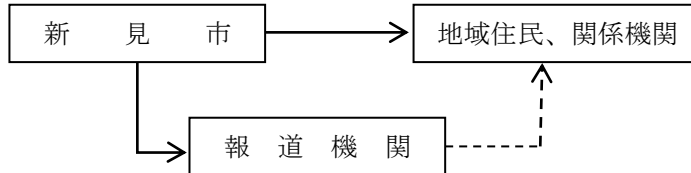


- (注) 1 県が市町村へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。
 2 N T T 西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
 3 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
 4 陸上自衛隊第13特科隊等へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。

2 火災気象通報



3 火災警報



4 気象予報及び警報等の受信

(1) 勤務時間内

国、県等の各機関からの各種予報及び警報等の情報は、総務課が受信し、関係各（部）課・支局及び関係団体等に連絡するとともに、必要に応じて、庁内放送等により全職員に周知させる。

(2) 勤務時間外

宿日直員が受信し、総務部長、総務課長及び災害連絡要員に連絡する。連絡を受けた関係部課長は、必要に応じた適切な措置を講ずる。

(3) 住民への伝達

住民に対する伝達については、必要に応じて消防本部に連絡し、周知を図るとともに、防災無線、広報車及び緊急速報メール等できるだけ多くの手段を用いて周知を図る。

第3 災害情報の収集・伝達

災害情報の収集・伝達は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための基礎となるものである。

このため、市長は、災害が発生するおそれがあると予想される場合は、速やかにこれらの情報の収集・伝達に努める。

1 災害情報の収集

市長は、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動等を実施するため必要な情報を収集するものとする。

(1) 異常現象発見者の通報

ア 災害発生のおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官に通報する。

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報し、市長は直ちに関係機関に通報する。

また、国、県及び市は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

イ 上記通報を受けた市長は、市防災計画に定めるところにより、その旨を岡山地方気象台、その他関係機関に通報しなければならない。

(2) 消防機関による災害情報の収集

ア 消防職・団員は、常時地区内の状況を把握する。

イ 災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、地区内の危険箇所を巡回し、状況の把握及び情報収集を行う。

ウ 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、その状況を調査し、直ちに所定の方法により新見市消防本部に連絡する。

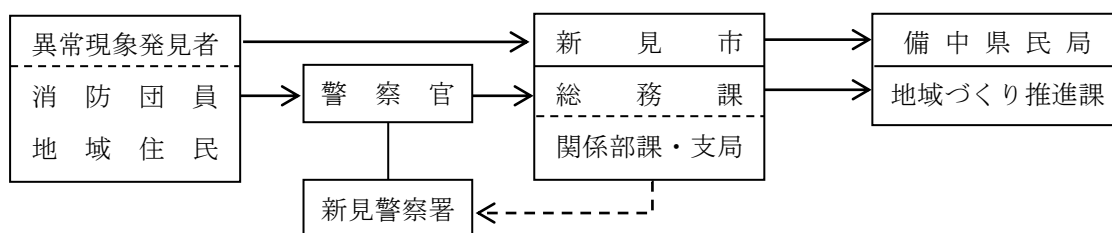
(3) 災害情報の取りまとめ

ア 各（部）課、支局はそれぞれの所管事項に係る被害状況を収集するとともに、随時総務課に連絡する。

イ 総務課は、各（部）課、支局、消防本部等から災害情報の連絡を確実に受領整理し、関係各（部）課、支局に連絡する。

ウ 総務課は、備中県民局及び新見警察署等の関係機関との連絡を密にし、収集した情報を常時交換する。

災害情報収集系統



2 災害情報の報告

市長は、所管事項について、被害の発生及びその経過に応じ、関係機関に逐次報告を行う。

災害に関する報告は、岡山県災害報告規則（昭和30年岡山県、岡山県教育委員会規則第2号）に定めるもののほか本計画による。

なお、災害発生報告は原則として岡山県総合防災情報システムにより行うものとする。

(1) 報告の種類

ア 災害発生通報

市災害対策本部を設置したとき及び災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したときは、直ちに災害発生通報（様式1-1）により報告する。

イ 災害即報

災害状況が判明しだい、新見警察署と相互連絡をとり、報告の正確を期し、逐次災害発生状況等（様式1-2）により報告する。

ウ 人的被害・住家被害報告

市災害対策本部を設置したとき及び災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生した

とき又は災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があるときは、人的被害・住家被害（様式2）により報告する。

エ 避難状況・救護所開設状況報告

災害により避難指示等による避難及び一般市民が自主的に避難したとき、また、災害による負傷者等を救護するため、救護所を開設したときは避難状況・救護所開設状況（様式3）により報告する。

オ 公共施設被害報告

市災害対策本部が設置されたとき及び次に掲げる被害が発生したときは、公共施設被害（様式4）により報告する。

(ア) 河川被害

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。

(イ) 貯水池・ため池被害

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。

(ウ) 砂防被害

- ・えん堤防本体、急斜面崩壊防止施設が決壊し家屋に被害を与えたとき。
- ・流路工が決壊し家屋に浸水したとき。
- ・急斜面の崩壊（崖くずれを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害が発生したとき。

(エ) 治山被害

林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で人命、人家、公共建物に著しい被害が発生したとき。

(オ) 道路施設被害

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。

(カ) 上下水道施設被害

災害により上下水道施設に著しい被害が発生したとき。

カ 商工関係被害等

市災害対策本部を設置したとき及び災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき又は災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があるときは、商工関係被害（様式5）、観光関係被害（様式6）により報告する。

キ 林野火災被害等

消防隊が進入困難な地域で消防ヘリコプターでの消火が必要であり、火勢・地形・気象等の状況から急激な拡大が予測され、人命救助の必要性、住宅への延焼の危険があると判断されるときは、林野火災即報（様式7）により報告する。

ク 災害概況報告

上記ア、イの即報後において、被害の全体が概ね判明したときは、災害発生状況等（即報・確定報告）（様式1-2）により被害の概要を報告する。

ケ 災害状況決定報告

被害の程度が確定したときは、災害発生状況等（即報・確定報告）（様式1-2）により被害の確定状況を報告する。

(2) 報告の実施

ア 災害発生通報の報告は、災害の種類に応じて、その事務を統轄する課長が総務課に報告するとともに、備中県民局（公共土木施設に係るものについては併せて備中県民局新見地域事務所）へ速やかに報告し、事後必要に応じて報告する。

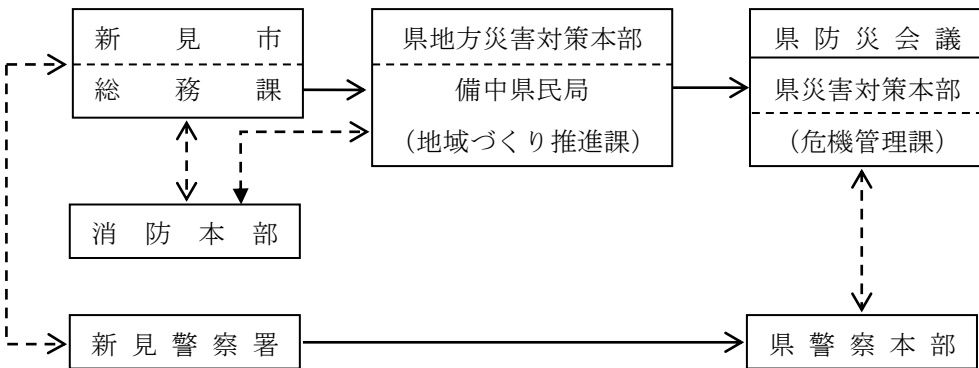
イ 災害即報、災害概況の報告については、各課が災害発生に係る被害状況を調査把握し、判明次第、逐次総務課へ連絡するとともに（公共土木施設に係るものについては併せて備中県民局新見地域事務所）へ報告する。

この場合、災害発生通報後速やかに災害即報第1報を報告する。

(3) 報告の系統

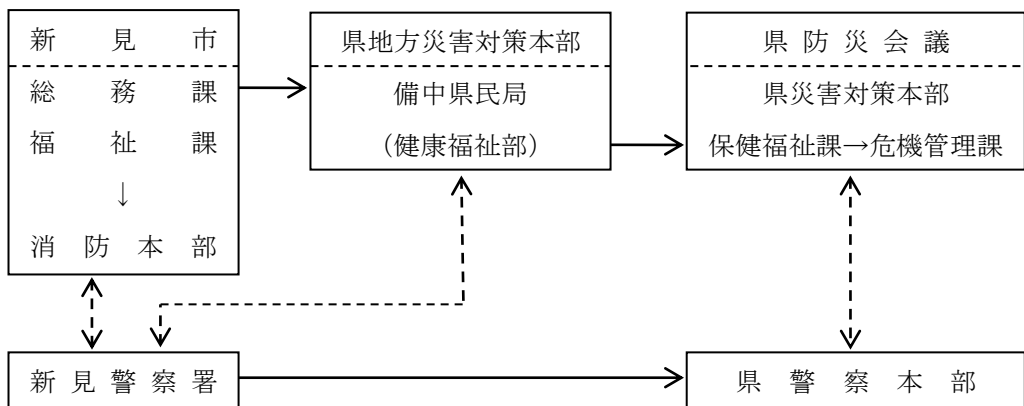
報告の系統は災害及び報告の種類に応じ、次の報告系統図のとおりとする。

ア 災害発生状況



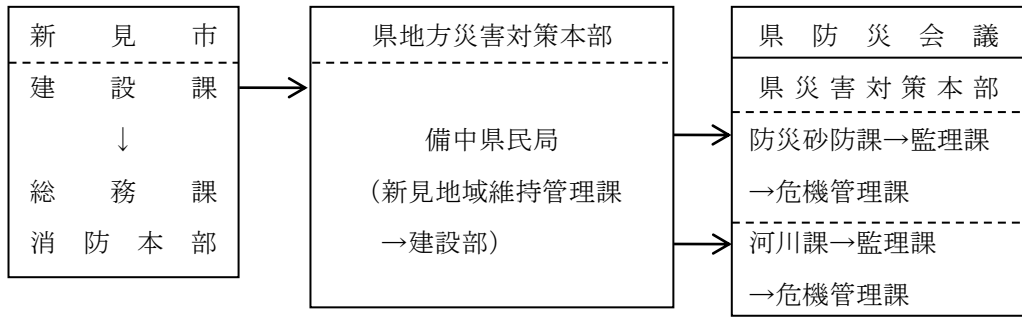
(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す

イ 人的被害、住家被害等

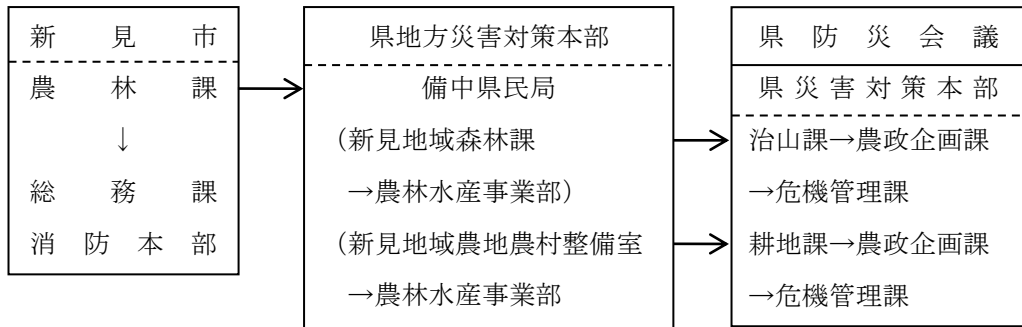


(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す

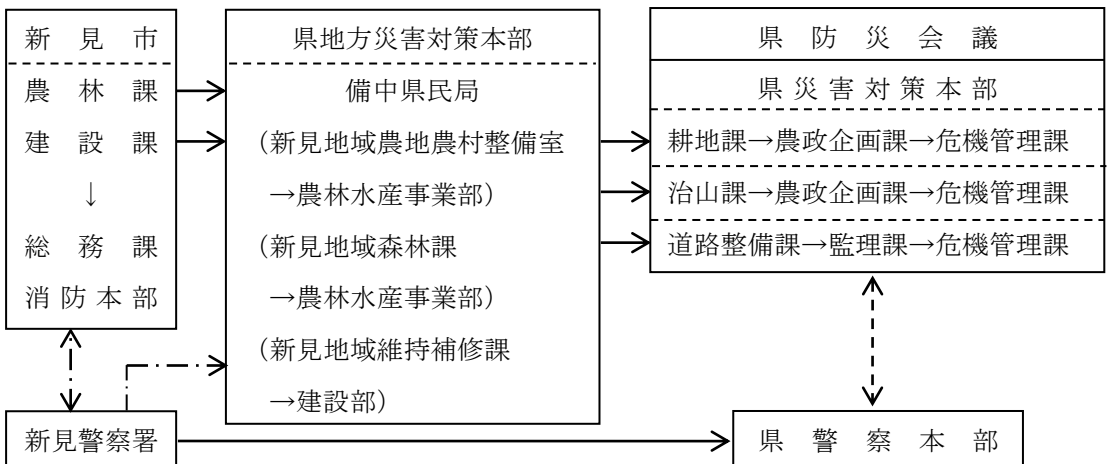
ウ 砂防・河川



エ 治山被害・貯水池・ため池被害



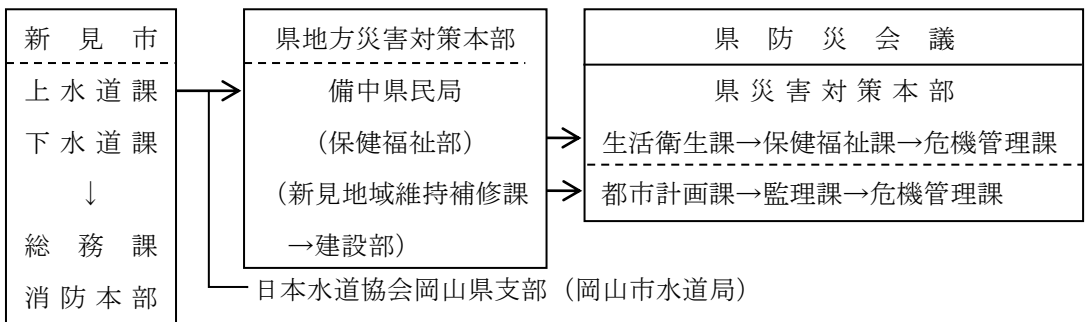
オ 道路施設被害



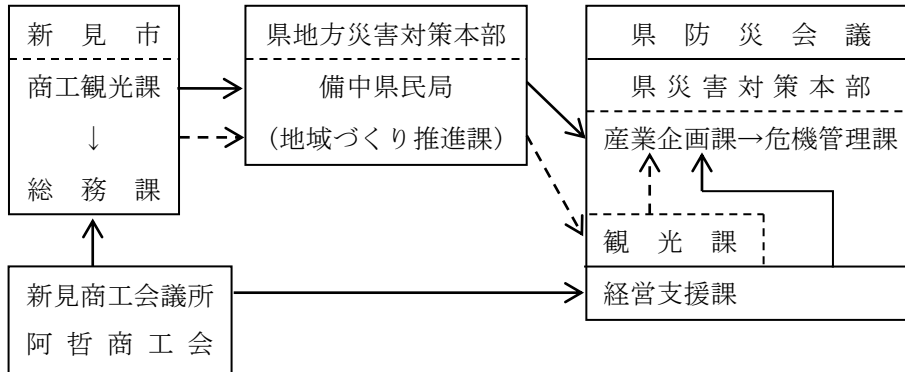
(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す

(注2) - - - - 部分は、災害時における交通規制を伴う情報交換の流れを示す

カ 上下水道施設被害



キ 商工関係被害等



(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す

(4) 関係機関への報告

ア 災害発生状況について、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する。

また、消防庁が定める火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、県へ報告するとともに直接消防庁へも報告する。

イ 消防庁への報告先は次のとおりであるが、この報告は消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区分		平日 (9:30~18:15)	左記以外
		※消防庁応急対策室	※消防庁宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 49102
	FAX	(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN(県6-9)-048-500-90-49013	TN(県6-9)-048-500-90-49102
	FAX	TN(県6-9)-048-500-90-49033	TN(県6-9)-048-500-90-49036

ウ 消防本部においては、災害時に119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

エ 応急対策活動状況について、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に報告する。

災 害 発 生 通 報

報告日時	年 月 日 午前 時 分 午後
市町村名	
報告者名	
電話番号	

災害名 (第 報)

被 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 午前 時 分 午後				
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	重 傷 者	人	住 家	全 壊	棟	床 上 浸 水	棟	
		<small>安否不明者</small>	人	軽 傷 者	人		半 壊	棟	床 下 浸 水	棟	
							一 部 破 損	棟			
						非 住 家	公 共 建 物 全 壊	棟	そ の 他 全 壊	棟	
							公 共 建 物 半 壊	棟	そ の 他 半 壊	棟	
						県 の 対 応					
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部の設置状況		月 日 午前・午後 時 分設置								
	○避難指示等の発令状況						県 の 対 応				
	種 別 : 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保										
	発令日時 : 月 日 午前・午後 時 分										
解除日時 : 月 日 午前・午後 時 分											
対象地区等 :											
対象人員 : 世帯 人											
○避難所の設置状況											
開設避難所名 :											
○対応状況及び県に対する要請											
○その他											

災害速報（即報・確定報告）

市町村名				区 分			被 害		
災 害 名 ・ 確定年月日	災害名		第 報	田	流出・埋没	ha			
					冠 水	ha			
報 告 者 名			畑	流出・埋没	ha				
				冠 水	ha				
報 告 者 名				学 校		箇所			
区 分		被 害		病 院		箇所			
人 的 被 害	死 者	人		そ の 他	道 路	箇所			
	うち災害関連死者	人			橋 り よ う	箇所			
	行方不明者	人			河 川	箇所			
	負傷者	重 傷	人			港 湾	箇所		
		軽 傷	人			砂 防	箇所		
住 家 被 害	全 壊		棟		清 掃 施 設	箇所			
			世帯		崖 く ず れ	箇所			
			人		鉄 道 不 通	箇所			
	半 壊		棟		被 害 船 舶	隻			
			世帯		水 道	戸			
			人		電 話	回線			
	一 部 破 損		棟		電 気	戸			
			世帯		ガ ス	戸			
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	床 上 浸 水		棟						
		世帯		り 災 世 帯 数	世帯				
		人		り 災 者 数	人				
非 住 家	公 共 建 物	棟		火 災 発 生	建 物	件			
	そ の 他	棟			危 険 物	件			

この被害状況の情報は、災害の発生に際し、当該災害の状況及びこれらに対してとられた措置の概要について、市町村から県に対して報告されたもの。

区 分		被 害		災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	設置日時 日 時 分			
公 立 文 教 施 設		千円			解散日時 日 時 分			
農 林 水 産 業 施 設		千円						
公 共 土 木 施 設		千円						
そ の 他 の 公 共 施 設		千円						
小 計		千円						
公共施設被害市町村数		団体		災 害 救 助 法 適 用	適用日時 日 時 分			
そ の 他	農 産 被 害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	そ の 他	千円						
被 害 総 額		千円			消防職員出動延人数		人	
					消防団員出動延人数		人	
備 考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概要							
	応急対策の状況							
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難指示等の状況 (自主： 日 時 人) (指示： 日 時 人) (合計人数 人) ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊への派遣要請、出動の状況 要請 日 時 分 ・ ボランティアセンター設置状況及びボランティア活動状況、その他関連事項 							

※ 被害額は省略することができるものとする。

(注) 記入要領

項 目	記 入 要 領	
人 の 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者。（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構成部（壁、柱、はり、屋根又は階段）の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構成部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非 住 家 の 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
そ の 他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学 校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

項 目	記 入 要 領
道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損 壊 道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠 水 道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能 道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
橋 り ょ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。
	海 岸 法（昭和31年法律第101号）第2条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破 堤 堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越 水 堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
そ の 他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
漁 港	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第1号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖 く ず れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
船 舶 被 害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
水 道	上水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において断水している戸数とする。
電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点において停電している戸数とする。
ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあつては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

項 目		記 入 要 領
り	災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り	災 者	り災世帯の構成員とする。
	火 災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被 害 額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
そ の 他 の 被 害 額	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
災害対策本部の設置状況	災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。	
消防機関の活動状況	消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第1項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。 なお、確定報告の際は、消防職員と消防団員に分けて出動延べ人員を記入すること。	
自衛隊の災害派遣	自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。	

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分		
発信機関		受信機関			
発信者名		受信者名			
内 容					
発 生	日 時	日 時 分			
	場 所				
	原 因				
人 的 被 害 の 状 況	被害程度	1 死 亡 2 行方不明 3 重 傷 4 軽 傷			
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)			
	住 所				
	収 容 先				
	その他参考事項 (応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)				
住 家 被 害 の 状 況	全 壊	半 壊	一 部 破 損	床 上 浸 水	床 下 浸 水
	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
	人	人	人	人	人
	応急対策の状況				

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
避難状況	避難先	地区名	避難の種別 及び日時
			世帯数
			人 数
			屋内 屋外の別
			今後の見通し
		(高齢者等避難、避難指示、自主避難)	世帯
		日 時 分	人
		(高齢者等避難、避難指示、自主避難)	
		日 時 分	
		(高齢者等避難、避難指示、自主避難)	
		日 時 分	
		(高齢者等避難、避難指示、自主避難)	
		日 時 分	
		(高齢者等避難、避難指示、自主避難)	
		日 時 分	
救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数
			重傷
			軽傷
			実施機関

公共施設被害

(第 報)

報告の时限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ウ 河川 エ 海岸 オ 貯水池・ため池等 カ 砂防 キ 治山 ク 港湾・漁港 ケ 道路 コ 鉄軌道 サ 電信電話 シ 電力 ス ガス セ 水道 ソ その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

区 分	商業関係		工業関係		そ の 他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注) 1 中小企業の定義 (中小企業基本法)

- ① 工業・鉱業等については、従業員 300 人以下又は資本金 3 億円以下の事業所
- ② 卸売業については、従業員 100 人以下又は資本金 1 億円以下の事業所
- ③ 小売業については、従業員 50 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所
- ④ サービス業については、従業員 100 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業(飲食業を含む。)を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は計上しないこと。(様式 6 に計上すること。)

観光関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区 分	被害数	被害額	備 考
県 営 施 設 関 係		千円	
市 町 村 営 施 設 関 係			
団 体 営 施 設 関 係			
会 社 個 人 営 施 設 関 係			
合 計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部)	
報 告 者	

消防庁受信者氏名

* 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 月 日 時 分			
火元の業態・ 用途			事業署名 (代表者名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた 理 由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽 症	人				
建物の概要	構造	建築面積		m ²		
	階層 / 階建	延べ面積		m ²		
焼 損 程 度	全 焼	棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
	半 焼	棟			建物焼損表面積	m ²
	部分焼 ぼ や	棟			林野焼損面積	a
り災世帯数			気象状況	℃	m/s	%
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助						
活動状況						
災害対策本部等						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
(確認が取れていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4 災害通信連絡

災害時の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

1 市及び県防災行政無線の活用

市は、告知放送及び県防災行政無線の活用により、災害時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

2 電話及び電報の優先利用

(1) 一般電話及び携帯電話

ア 災害時優先電話の承認

市その他防災関係機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめNTT西日本事業所又はNTTドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

(2) 電報

前項アの災害時優先電話から発信することにより、次の電報を優先利用することができる。

(ア) 非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、他の電報に優先して伝送及び配達される。

(イ) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(3) 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話などがあり、その利用方法については一般電話に準じて行う。

3 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

市その他防災関係機関は、有線通信が途絶し、利用できないとき、防災関係機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が緊急を要するもので、通常の通信手段の使用が不可能な場合に限られる。

(1) 非常通信

ア 非常通信の通信内容

(ア) 人命の救助に関するもの。

(イ) 災害予警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。）及び災害の状況に関するもの。

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。

(エ) 電波法第74条実施の指令その他の指令

- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (カ) 中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断のうえ発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

エ 利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

(2) 放送局への要請

市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ定められている手続きにより、県知事を通じて放送局に災害に関する放送の要請を行う。

4 通信施設の応急措置

市その他防災関係機関は、通信施設に障害を生じた場合、通信手段の確保及び通信途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧の措置を行う。

第5 災害広報計画

災害時の混乱した状態に、人心の安定、秩序の回復を図るため、市長は、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民に周知するようにその広報について定める。

1 広報の方法

(1) 報道機関による広報

気象予報及び警報等をはじめ、防災対策活動、被害状況等の重要事項を新聞、テレビ、ラジオ

才等の報道機関に発表し、迅速かつ的確な報道について協力を得る。

(2) 告知放送、広報車等による広報

市は、住民に周知徹底を図るため、告知放送、広報車等により迅速かつ的確な広報を行う。

(3) Webサイトによる広報

被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという市民のニーズに応えるため、Webサイトによる情報を提供するよう努める。

(4) 災害時要援護者への配慮

文字放送やファクシミリ等の活用、自主防災組織や地域協力者等の地域との連携により、視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人等の災害時要援護者に配慮したきめ細かな広報を行うよう努める。

2 広報の内容

(1) 気象災害関係予報及び警報等

(2) 住民に対する防災、救助、避難等の注意事項

(3) 災害応急対策及びその活動の状況

(4) 災害復旧対策、救援、その他の状況

(5) 災害発生の状況

(6) 災害被災地を中心とする交通規制及び交通情報

(7) 住民のとるべき措置

(8) 安否情報

(9) 食料、生活必需物資等の供給状況

(10) ライフラインの復旧状況

(11) 二次災害に関する情報

(12) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

(13) 被災者生活支援に関する情報

3 広報担当

(1) 災害の総合的な広報は、秘書広報課が担当する。

(2) 秘書広報課以外の各課は、広報活動に必要な情報、資料を積極的に収集し、秘書広報課に提出する。

(3) 秘書広報課は職員を現地に派遣し、広報写真、状況の把握等の災害現地の情報収集に努める。

(4) 秘書広報課は、とりまとめた資料に基づいて、正確な情報を広報する。

4 その他

(1) 問い合わせ窓口の設置

必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。

(2) 災害用伝言ダイヤル

大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により通信が著しく困難となること

から、被災地への安否確認等について「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（Web171）」の提供を行う。

(3) 情報提供媒体に関する配慮

市及び県は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行うものとする。

第4節 水防計画

洪水等による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、市域にかかる河川、ため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、水防活動及び水防に必要な資機材、施設の整備運用等に関する計画は、水防法第32条の規定により定めた新見市水防計画（別記）による。

なお、新見市水防計画に定めのない事項については本計画による。

第5節 消防計画

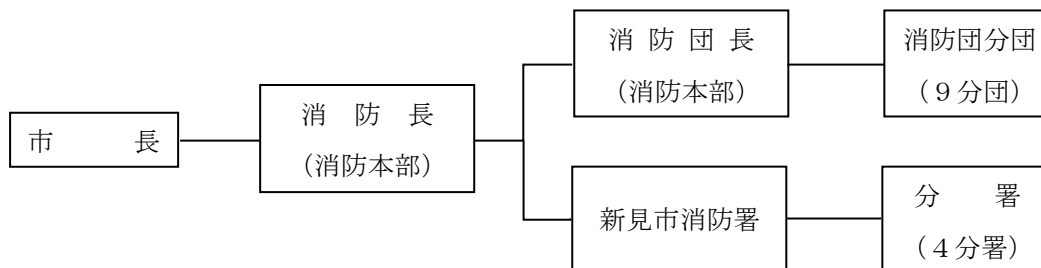
第1 方針

大規模火災から人命、財産を保護するため、市長は、消防組織及び施設の整備充実を図るとともに、火災を緊急に鎮圧するための消防活動を実施する。

第2 組織計画等

1 機構及び組織

消防組織法及び消防力の基準等による市の機構及び組織は次のとおりである。



2 消防施設（資料編第3-2 消防施設・設備）

消防本部（署）及び消防団保有の消防力

消防水利の現況

3 消防施設整備計画

自分たちのまちは自分たちで守るという精神の下、地域の特性に応じた災害に強い、安全なまちづくりの実現を図るため、住民、自主防災組織及び消防機関等が一体となって地域における総合的な防災能力を高めるための必要な施設の整備を行う。

第3 消防活動計画

1 火災警報

市長は、岡山地方気象台から火災気象通報が発表された場合又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、新見市火災予防規則（平成17年規則第242号）第15条の規定に基づき火災警報を発令する。

(1) 火災警報の発令基準

火災警報は、気象状況が次のいずれかに該当するとき発令する。

ア 実効湿度が65%以下で最低湿度が40%以下となり最大風速毎秒7m以上の風が吹く見込みのとき。

イ 平均風速毎秒10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(2) 火災警報の発令及び解除

火災警報の発令及び解除の伝達については、消防団及び各関係機関へ速やかに連絡するとともに、掲示板への掲示、広報車による広報宣伝又は消防団分団のサイレン、消防信号により住民へ周知徹底を図るものとする。

2 火の使用制限

市長が火災警報を発令した場合、その解除までの間、火の使用を制限する等広報を行い周知徹底する。

3 火災警報発表時の消防対策

強風注意報、乾燥注意報等の発表により、火災予防上危険があると認められるとき又は火災が発生した場合、必要に応じて、広報車等により住民の警戒を喚起し、警戒体制を強化する。

4 危険区域及び特殊建築物等の消防対策

火災が発生した場合、人命損傷の危険が予想され、かつ大火災を誘発させるおそれのある地域、大規模な木造建築物、中高層の特殊建築物等に対しては、地域及び対象物毎に消防活動計画を策定し、火災防止、人命救助等の研究、訓練を実施し、防御活動の万全を期する。

5 危険物防御対策

(1) 危険物火災

ア 危険物、指定可燃物等の火災防御に対しては、種類、状況等を速やかに把握し、その性状に対応した防御活動により、早期に鎮圧を図る。

イ 消火方策の決定に当たっては、発災危険物の性状及び量的な面から検討を加え、先着隊の指揮者又は後着隊の上級指揮者が決定する。

ウ 初期消火活動に必要な消火薬剤等を備蓄するとともに、調達、輸送に当たっては、緊急車による誘導、その他隣接消防機関又は新見警察署に協力を要請し、輸送の迅速化を図る。

(2) 爆発火災

ア 爆発により火災が発生し、又は爆発を伴う火災に対しては人命救助等の救助活動を主体として、爆発防止、爆発被害の減少を図る。

イ 爆発火災現場において、防御活動の安全を確保するため、当該施設の保安監督者等と協議し、応急危険防止策を確立し防御隊員の安全を確保する。

ウ 高圧ガス、液化石油ガス等貯蔵施設等の防御活動に当たっては、当該施設の保安技術関係者に関連設備に対する安全措置をとらせた後、付近の施設又は対象物等への延焼防止を図る。

6 自衛消防隊

(1) 組織編成

市内の各地区は、自主的に火災の予防、初期消火、消防機関への協力のため、女性防火クラブ等の自衛消防隊等（資料編第8－5 自主防災組織）を編成するとともに、自主防災に必要な施設等の整備に努める。

(2) 活動

自衛消防隊の活動は、消防機関と緊密な連携をとるとともに、火災現場においては、消防長又は消防団長の指揮の下に行動し、住民の生命・身体及び財産の保護及び火災の防御、鎮圧に協力する。

7 緊急避難対策

災害時における避難指示は、災害対策基本法に基づき市長が実施するが、緊急避難については常に防災活動に従事し、危険の実態を把握できる立場にある消防機関が的確に行う。

(1) 避難指示の基準

ア 火災が拡大するおそれがあるとき。

イ 爆発のおそれがあるとき。

ウ その他居住者の生命又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。

(2) 避難指示を行ったときは、直ちにその旨を市長に報告する。

第4 出動計画

市街地、住宅密集地等の状況に応じ、警防区域を設定し、火災と同時に計画に基づく出動をし、火災の状況により出動区分に基づき消防活動に万全を期する。

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 第1次出動 | 新見市消防署・管轄分署及び管轄分団 |
| 2 第2次出動 | 新見市消防署・管轄・隣接分署、管轄分団及び隣接分団 |
| 3 第3次出動 | 全署・団 |

第5 応援の要請

市長は、火災の状況を的確に判断し、必要に応じて、他の市町村等に消防相互応援協定及び県に岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき応援を要請する。

1 応援要請の手続

応援の要請は、次の事項を明示して行う。

- (1) 火災の状況
- (2) 応援車両等の種類及び台数等
- (3) 応援を要する人員
- (4) 希望到着日時
- (5) その他応援のための必要事項

2 応援消防隊は、新見市の指揮者の下に消火活動等を実施する。

3 費用負担等

応援消防隊の費用負担等については、消防相互応援協定等の定めるところによる。

(資料編第8-6 岡山県下消防相互応援協定、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定)

第6節 避難計画

第1 方針

災害により危険が急迫し、住民の生命・身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である市長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるなど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第2 実施内容

1 避難の指示等及び報告・通知

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、危険が急迫している場合、危険地域の住民、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、早めの避難行動の開始を求める高齢者等避難の発令により避難を呼びかけるとともに、避難のための立退きを指示する。

(1) 避難の指示等を行うことができる者

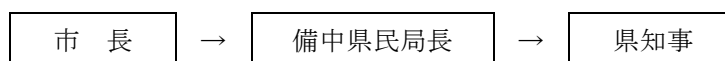
ア 市長———法第60条第1項

(ア) 指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難、避難指示の発令を行う。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象地域や対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象地域や対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(イ) 報告



イ 知 事——— 法第60条第6項

(ア) 指示等

災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が法第60条の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

(イ) 公示

市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

ウ 水防管理者——— 水防法第29条

(ア) 指 示

洪水等の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。

(イ) 通 知

水防管理者 → 新見警察署長

エ 警 察 官——— 法第61条、警察官職務執行法第4条

(ア) 法第61条による措置

警察官は、市長による避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

(イ) 警察官職務執行法第4条による措置

警察官は、災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(ウ) 報告・通知

(ア) の場合

警察官 → 市 長 → 備中県民局長 → 県知事

(イ) の場合

警察官 → 公安委員会

オ 知事又は知事の命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(ア) 指 示

洪水等の氾濫により、著しい危険が切迫していると認められるとき又は地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。

(イ) 通 知

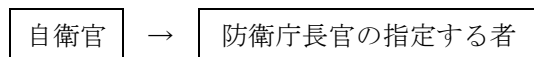
知事又は知事の命を受けた職員 → 新見警察署長

カ 派遣を命ぜられた自衛官——— 自衛隊法第94条

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「エの(イ)警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告・通知



(2) 高齢者等避難の基準

市長は、次のいずれかの事由が発生した場合は、その他の情報とともに総合的に判断し、住民の生命、財産の保護を図るため、高齢者等避難を発令する。

- ア 暴風、大雨、洪水等の予報及び警報が発表され、避難を必要とする災害の発生が予測されるとき。
- イ 近隣で土砂災害前兆現象（湧き水、地下水の濁り等）が発見されたとき。
- ウ 降雨が次の状況にあるとき。

前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100mm あった場合	前日までの降雨が ない場合
当日の日雨量が 50mm を 超えたとき	当日の日雨量が 80mm を 超えたとき	当日の日雨量が 100mm を 超えたとき

- エ 河川水位観測所において、水位が避難判断水位を超え、なお氾濫危険水位まで上昇が予測されるとき。

水位観測所	避難判断水位	上流ダム	合計放流量基準
昭和橋	2. 5 m	千屋	4 0 0 m ³ /s
正 田	2. 8 m	千屋、河本	4 0 0 m ³ /s
長 屋	4. 7 m	千屋、河本、小阪部川	4 0 0 m ³ /s

- オ その他市長が必要と認めたとき

(3) 避難指示の基準

市長は、次のいずれかの事由が発生した場合は、その他の情報とともに総合的に判断し、住民の生命、財産の保護を図るため、避難指示を発令する。

- ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき。
- イ 近隣で土砂災害前兆現象（溪流付近で傾斜崩壊、傾斜のはらみ、擁壁等にクラック発生等）が発見されたとき。
- ウ 降雨が次の状況にあるとき。

前日までの連続雨量が 100mm 以上あった場合	前日までの連続雨量が 40～100mm あった場合	前日までの降雨が ない場合
当日の日雨量が 50mm を超え、 1時間雨量 30mm 程度の強雨が 予想されるとき	当日の日雨量が 80mm を超え、 1時間雨量 30mm 程度の強雨が 予想されるとき	当日の日雨量が 100mm を超え、 1時間雨量 30mm 程度の強雨が 予想されるとき

エ 河川水位観測所において、水位が氾濫危険水位を超え、かつその上流のダムの合計放流量が基準値に達するなどなお上昇が認められるとき。

[水位・ダム合計放流量基準]

水位観測所	氾濫危険水位	上流ダム	合計放流量基準
昭和橋	2.9 m	千屋	800 m ³ /s
正田	3.2 m	千屋、河本	800 m ³ /s
長屋	5.1 m	千屋、河本、小阪部川	800 m ³ /s

オ その他火災等大規模な災害により、住民の生命、財産を災害から保護するため、必要と認めるとき。

カ その他市長が必要と認めたとき

(4) 住民への伝達方法

市長は、高齢者等避難及び避難指示を発令したとき、又はその通知を受けたときは、直ちに、避難の対象地域、避難指示の理由、避難先及び避難上の留意事項等を明確にし、告知放送等により住民に対し伝達するとともに、市職員、消防団員を派遣し広報車、ハンドマイク等により住民及びその地域の滞在者に周知徹底を図り、併せて放送事業者への情報伝達を行う。

(5) 避難指示等の解除

市長は、高齢者等避難及び避難指示の基準に定める事由が消滅したと認めるときは、安全が確保されたことを確認した後、避難指示等の解除を行う。住民への伝達は、当該発令時の伝達方法により行うものとする。

(6) 避難情報の判断・伝達マニュアルの整備

「高齢者等避難」を位置付けるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難情報の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

(土砂災害に関する事項)

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難態勢の整備・強化に必要な助言等を行う。

(洪水に関する事項)

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具

体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。県は、市に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

(共通事項)

- a 高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。
- b 避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。
- c 避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

2 警戒区域の設定

ア 市長 ―――― 法第63条第1項

(7) 立入りの制限・禁止、退去

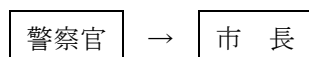
災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 警察官 ―――― 法第63条第2項

(7) 立入りの制限・禁止、退去

市長若しくは市長の職権を行う市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、法第63条第1項に規定する市長の職権を行うことができる。

(1) 通知

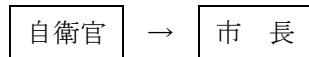


ウ 自衛官 ―――― 法第63条第3項

(7) 立入りの制限・禁止、退去

市長若しくは市長の職権を行う市の吏員又は警察官がその場にいない場合に限り、法第63条第1項に規定する市長の措置をとることができる。

(1) 通知



3 緊急安全確保措置

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、緊急安全確保措置を指示することができる。なお、市長は、屋内での退避等の安全確保措置を指示したときは、すみやかに、その旨を知事に報告しなければならない。

4 指定行政機関の長等による助言

市長は、避難のための立退きを指示し、又は屋内での退避等の安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることができる。この場合において、助言を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事は、所掌事務に関し、必要な助言を行うものとする。

5 避難者の誘導及び移送

(1) 避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては県警察、市職員及び消防団員が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障がいのある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

(2) 住民への避難誘導體制

市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

(3) 避難の受入れ及び情報提供

市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

県及び市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

市は、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全

確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努める。

県及び市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達することに努める。

市は、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象地域や対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象地域や対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

市は、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支局等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難情報の伝達に当たっては、告知放送を始め、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

(4) 移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、2以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不相当となった場合は別の指定避難所に移送する。

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、平常時にはヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時には必要に応じてヘリコプター等による移送を実施する。

(資料編第6-2 旅客輸送事業者保有自動車)

6 指定避難所等の事前指定

市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(1) 指定避難所等の指定

指定避難所については、市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができ、指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、

個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、避難指示の実施責任者に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努める。県及び市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために市との間で、災害時における指定避難所設置手続きについて、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定する。

- (ア) 指定避難所の開設・管理責任者、体制
 - (イ) 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）
 - (ウ) 本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請
 - (エ) 防災関係機関への通報連絡体制の確立
 - (オ) シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）
 - (カ) 感染症対策を踏まえた運営方法
 - (キ) その他開設責任者の業務
- (2) 指定避難所の施設設備の整備

市は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベ

ッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ、指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努める。

7 指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、公私立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握確認しておく。

8 指定避難所の開設

市は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るとともに速やかに県に報告する。市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、市と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。なお、市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確保する。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

市は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

9 福祉避難所の開設

市は、災害時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援態勢を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れる。

10 宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合の組合員が所有するホテル・旅館（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。市に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、事業の実施を希望する市に、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

市は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

宿泊施設提供事業を実施する市は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

11 避難所の運営管理等

市は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に職員等を配置する。

- (1) 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。
- (2) 常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。
- (3) 指定避難所が万一危険となった場合は、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう

適切な措置を講じる。

- (4) 避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。
- (5) 健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。
- (6) 給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講じる。
- (7) 市は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。
- (8) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化に対応し、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (9) 市は、必要に応じ、指定避難所における被災ペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (10) 市は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。
- (11) 指定避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (12) 市は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する。トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (13) 県及び市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難所長期化等にかんがみ、必要に応じ、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- (14) 県及び市は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報

の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

- (15) 県及び市は、災害の規模等にかんがみ、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難場所の早期解消に努める。
- (16) 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWA T（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。県は、避難の長期化等が見込まれる場合、岡山J R A T（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じてJ R A T本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、J A S P A（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、J R A Tの活動に係る調整を行う。さらに、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。
- (17) 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (18) 市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

1 2 避難体制の明確化

市長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、市防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの指定避難所と経路を明示する。

1 3 応援協力関係

- (1) 市は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 県は、市からの応援要請に応じることが困難な場合は、自衛隊、県警察へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (3) 市は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ指定避難所の開設について応援を要請する。

- (4) 県は、市の実施する避難の誘導及び移送並びに指定避難所の開設について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。
- (5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

1.4 災害救助法による実施基準等

市長は、知事から災害救助法施行令第17条第1項の通知を受けた場合に、災害救助法施行細則（昭和35年岡山県規則第23号。以下「施行細則」という。）の実施基準等に基づき実施する。

(1) 収容対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

(2) 収容期間

避難所の開設、収容、保護の期間は原則として、災害発生の日から7日間以内とするが、それ以前に必要ななくなったものは逐次退所させ期間内に閉鎖する。

ただし、開設期間内にり災者が住居又は仮住居を見出すことができず、そのまま継続収容を必要とするときは、市長は、その都度、県知事に開設期間の延長を要請する。

(3) 経費の基準

1人1日当たり300円以内で、冬期（10月～3月）は知事が別に定める額を加算する。

なお、要配慮者を収容する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算できる。

(4) 経費の範囲

- ア 避難所の設置、維持及び管理に要する賃金職員等雇上費
- イ 消耗器材費
- ウ 建物の使用謝金
- エ 器物の使用謝金、借上費又は購入費
- オ 光熱水費
- カ 仮設便所の設置費

第3 広域避難

- 1 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- 2 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- 3 国、県、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基

づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

- 4 政府本部、指定行政機関、公共機関、県、市及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第4 広域一時滞在

- 1 市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- 2 市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第7節 罹災者救助保護計画

第1 災害救助法の適用

- 1 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託事務として知事が行い、市長がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、市に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

- 2 救助の種類及び実施者

救助の種類	実施者
応急仮設住宅の供与	知 事
医療及び助産	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	市 長
炊き出しその他による食品供与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	

死体の搜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

3 適用基準等

(1) 適用基準

災害救助法の適用基準は、市の被害が次の各号に該当する災害で、県知事が災害救助法による救助を必要と認めたときである。

ア 市内において、住家の滅失した世帯数が、50世帯以上である場合

イ 県下の住家滅失世帯数が1,500世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が25世帯以上である場合

ウ 県下の住家滅失世帯数が7,000世帯以上であって、市内の住家滅失世帯数が多数である場合

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする 内閣府令で定める特別の事情があり、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合

(内閣府令で定める特別の事情)

災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、内閣府令で定める基準に該当する場合

(内閣府令で定める基準)

①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

②災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(2) 被害計算の方法等について

ア 住家については、全壊、全焼、流失等の滅失した世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、滅失世帯の1/2世帯、床上浸水、土砂の堆積により一時的に住居不能となった世帯については滅失世帯の1/3世帯とみなして計算する。

イ 被災世帯は、家屋の棟数、戸数と関係なくあくまで世帯数で計算する。

ウ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活の本拠地の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。

エ 災害種別については限定しない。従って、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等の人的なものであってもさしつかえない。

(3) 適用手続

ア 市長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被害状況が(1)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を備中県

民局を經由して知事に情報提供する。

イ 災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

ウ 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに備中県民局を經由して知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

エ 災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日毎に救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況を適宜情報提供する。

4 被災者台帳の整備等

(1) 被災者台帳の作成

市域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、市は、下記事項に留意して、被災者の援護を実施するための基礎とする被災者台帳を作成するものとする。

ア 被災者台帳は、被害状況の確定調査を完了し各世帯別の被害状況が判明したときには可及的速やかに作成すること。

イ 作成に当たっては、戸籍、住民登録等の部署と連絡して正確を期するものとする。

ウ 被災者台帳は、救助その他の基本となるものであり、また、世帯別救助等の実施記録となるものであるから、救助実施状況等をできるだけ具体的に記載し、整理保管しておくものとする。

エ 被災者台帳には、被災者に関する次の事項を記載し、又は記録するものとする。

(ア) 氏名

(イ) 生年月日

(ウ) 性別

(エ) 住所又は居所

(オ) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況

(カ) 援護の実施の状況

(キ) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

(ク) 上記に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

オ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

カ 市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(2) 台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（台帳情報）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自

ら利用し、又は提供することができるものとする。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 市が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

エ ア、ウの規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令の定めによる。

(3) 罹災証明書の発行

市は、罹災世帯に対して「罹災証明書」を交付するものとする。ただし、災害時の混乱等により証明書の交付ができない場合は、とりあえず「仮罹災証明書」を作成交付する措置をとり、後日速やかに「罹災証明書」と取りかえる。「罹災証明書」の発行に当たっては、次の点に留意すること。

ア 罹災者にとっては、本証明書の交付は本救助のみでなく、以後各種の問題に影響するものであるから慎重を期するものとする。

イ 本証明書は、罹災者台帳等と照合し、発行に当たっては、契印をする等発行の事実を判然とし、重複発行をさけるよう留意するものとする。

ウ 本証明書は救助用物資支給前に発行し、物資の給与等に当たっては、「罹災証明書」の提示を求めるものとする。

第2 食料供給計画

市長は、災害により、食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれがあるときは、一時的に被災者の食生活を保護するため米穀物等の応急供給を行い、炊き出し等を実施する。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者や孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、食物アレルギー対策にも十分配慮する。

1 実施内容

(1) 米穀等の応急供給

ア 米 穀

市は、事前に米穀小売業者と協議し、応急時には、自ら登録小売業者から米穀を確保する。米穀小売業者の流通倉庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

イ 米穀の確保が困難な場合で、災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引き渡しを受ける。

(2) 炊き出しその他による食料の給与

ア 市は、応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給

する。

イ 炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 市は、炊き出し用米穀を、必要に応じ、米穀販売業者から確保するが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

(3) 応援の要請

市は、自ら炊き出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

2 災害救助法による実施基準等

市長は、知事から災害救助法施行令第17条第1項の通知を受けた場合に、施行細則の実施基準等に基づき実施する。

(1) 対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等のため炊事のできない者

ウ 被害を受け、一時縁故先等へ避難する必要がある者

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期間を経過しても多数の者に対して継続実施の必要があるときは、市長は県知事に最小限度の期間延長を申請するものとする。

(3) 経費の基準

1人1日(3食)当たり1,010円以内

(4) 経費の範囲

ア 主食費

1 米穀小売業者から購入した場合の主食(小売価格)

2 県知事が農林水産省本省から一括売却を受け、配分した場合の主食(売却価格)

3 一般食料品店から炊出し等のため購入した米穀以外の主要食糧、大麦、甘しょ(購入価格)

イ 副食費

調味料を含み、その内容、品目、数量等については、制限はない。

ウ 燃料費

品目、数量については、制限はない。

第3 飲料水供給計画

市長は、災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

1 実施内容

(1) ろ水器による給水

取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが困難な場合は、比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ水器によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水を行う。

(2) 搬送給水

被害を受けていない水源地又は上水道から取水し、給水車等で搬送のうえ、給水する。

(3) 応援の要請

市は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。

2 災害救助法による実施基準等

市長は、知事から災害救助法施行令第17条第1項の通知を受けた場合に、施行細則の実施基準等に基づき実施する。

(1) 対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者

(2) 期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、期限を経過しても多数の者に対して継続して実施する必要があるときは、市長はその都度、県知事に期限の延長を申請する。

(3) 経費の基準

経費は、通常の実費とする。

ア 水の購入費

イ 給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費

ウ 薬品及び資材の購入費

第4 衣料品等生活必需物資供給計画

市長は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状況にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

1 実施内容

(1) 被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与又は貸与する。

(2) 応援の要請

市は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。

2 災害救助法による実施基準等

市長は、知事から災害救助法施行令第17条第1項の通知を受けた場合に、施行細則の実施基準等に基づき実施する。

(1) 対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 期 間

災害発生の日から10日以内に各世帯に対して支給を完了するものとする。ただし、市は期限内に支給することができないと認めるときは、期限内に速やかに県知事に期限延長の申請を行うものとする。

(3) 給与又は貸与する品目

- ア 被服、寝具及び身の回り品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(4) 経費の基準

ア 住家の全壊（焼）・流失世帯

世帯別	夏季（4月～9月）	冬季（10月～3月）
1人世帯	18,800円以内	31,200円以内
2人世帯	24,200円以内	40,400円以内
3人世帯	35,800円以内	56,200円以内
4人世帯	42,800円以内	65,700円以内
5人世帯	54,200円以内	82,700円以内
6人以上 1人増すごとに	7,900円以内	11,400円以内

イ 住家の半壊（焼）・床上浸水世帯

世帯別	夏季（4月～9月）	冬季（10月～3月）
1人世帯	6,100円以内	10,000円以内
2人世帯	8,300円以内	13,000円以内
3人世帯	12,400円以内	18,400円以内
4人世帯	15,100円以内	21,900円以内
5人世帯	19,000円以内	27,600円以内
6人以上 1人増すごとに	2,600円以内	3,600円以内

（注）季別は、災害発生の日をもって決定する。

第5 応急住宅計画

市長は、災害により住宅を失い、又は破損のため、居住することができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与あるいは応急修理等を実施する。

1 実施内容

(1) 応急仮設住宅の設置

ア 設置場所の選定

市は、建築場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。ただし、私有地の場合には、後日問題が起らないよう十分協議したうえで選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

イ 管理及び処分

応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を提供するものであり、使用目的に反しないよう適切に管理する。

また、その目的が達成されたときは、譲渡又は撤去の処分を速やかに実施する。

(2) 住宅の応急修理

直接又は建築業者等に請負わせて実施する。

(3) 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物は除く）の受入に配慮する。

(5) 応援の要請

市は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

2 災害救助法による実施基準等

市長は、知事から災害救助法施行令第17条第1項の通知を受けた場合に、施行細則の実施基準等に基づき実施する。

(1) 応急仮設住宅

ア 対象者

災害のため住家が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない者

イ 建設及び供与の期間

着工は災害発生の日から20日以内、供与は完成の日から2か年以内を原則とする。

ウ 設置の要件

(ア) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7㎡を標準とする。

(イ) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模は、知事が別に定めるところによる。

(ウ) 複数の要配慮者を収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（以下「福祉仮設住宅」という。）を応急仮設住宅として設置できる。（この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。）

エ 経費の基準

従事させた建築工事関係者の実費弁償を含め、設置に要する一切の費用として2,387,000円以内。なお、応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合の居住者の集会等に利用するための施設の設置のために支出できる費用は、知事が別に定めるところによる。

(2) 住宅の応急修理

ア 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 修理の要件

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して現物をもって行う。

ウ 期間

期間は原則として災害発生の日から1か月以内とする。

エ 経費の基準

原材料費、労務費、輸送費及び修繕事務費等一切の経費を含み、一世帯当たり595,000円以内

第6 障害物除去計画

市長は、災害により土石、竹木等の障害物が住宅又はその周辺に運び込まれた場合において、自らそれを除去できない者に対して、必要最小限度の日常生活が可能となるよう障害物の除去作業を実施する。

1 実施内容

障害物の除去は、直接又は建設業者、土木業者に請負わせて実施する。

なお、市において障害物の除去ができないときは、他の市町村又は県に応援を要請する。

2 災害救助法による実施基準等

市長は、知事から災害救助法施行令第17条第1項の通知を受けた場合に、施行細則の実施基準等に基づき実施する。

(1) 対象者

居室、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では障害物を除去することができない者

(2) 期間

原則として、災害発生の日から10日以内とする。

(3) 経費の基準

1世帯当たり137,900円以内

ア スコップ等その他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費

イ 輸送費

ウ 賃金職員等雇上費

第7 廃棄物処理計画

市長は、被災地から排出されたし尿及びごみを迅速かつ適正に収集・運搬・処分することにより、生活環境の保全を図るとともに、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

1 実施内容

(1) 災害廃棄物処理計画

ア 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

イ 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地域公共団体との連携・協力のあり方等について、具体的に示すものとする。

ウ 県、市及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(2) ごみ・し尿の収集、処理

ア 市は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。

イ 市は、市内の組織・体制を整備する。

ウ 市は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等

- 及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。
- エ 市は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。
- オ 市は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を適正に行う。
- 廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講じる。
- カ 市は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

(3) 死亡獣畜等の収集・処理の方法

市は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

(4) 応援の要請

- ア 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理能力の多重性や代替性の確保を図るものとする。さらに、県及び市は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- イ 市は、(1)の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。
- ウ 市及び県は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第8 医療・助産計画

市長は、災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるため、その方法について定める。

また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事する災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）及び災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の派遣体制の整備を行う。

1 実施内容

(1) 医療

ア 県は、災害対策本部が設置され、医療救護活動を開始する必要があるときに、同本部の下に県災害保健医療調整本部を設置し、災害医療に関する調整を行う。

また、必要があると認めるときは、県災害保健医療調整本部の下に地域災害保健医療調整本部を設置し、管内の災害医療に関する調整を行う。

さらに、災害急性期にDMATの出動を要請した場合及びDPATの受入れ・派遣を決定した場合等において、県災害保健医療調整本部の下に、DMAT県調整本部及びDPAT県調整本部を必要に応じて設置し、DMAT及びDPAT活動の調整を行う。

県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図り、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行う。また、県は、DMAT等及びドクターヘリに関する派遣の調整等により、医療活動の総合調整を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行う。なお、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

イ 市長又は知事は救護班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講じる。

ウ 重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。

エ 医薬品、輸血用血液製剤を確保し、必要に応じ、搬送する。

オ 救護班は、災害直後の混乱した時期にあつて、法医学関係者、県警察協力医会、県警察歯科医会などによる死体検察の体制が整うまでの間は、死体検察に協力する。

(2) 助産

(1)に準ずる。

(3) 応援の要請等

ア 医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨をBCPに記載する。

イ 市は、市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

ウ 県は、自らの救護班並びに県との協定に基づいて派遣される岡山県医師会、日本赤十字社岡山県支部等、災害拠点病院等の医療救護班をもってしても必要な医療、助産を実施することが困難な場合は、厚生労働省、他都道府県又は自衛隊へ医療、助産（自衛隊については助

産を除く。)の実施について応援を要請する。

エ 県は、市の実施する医療、助産について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

オ 県は、県内及び県外の医療機関への患者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整を行う。

カ 県は、県内医療機関で対応不可能な人数の患者が発生し、他都道府県に搬送する場合など必要に応じて、岡山空港に航空搬送拠点を設置するとともに、DMAT等の医療チーム等と連携して航空搬送拠点を運営する。

キ 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

ク 県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の体制整備に努めるとともに、災害時に、本部における保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等にDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からDHEATの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。

2 災害救助法による実施基準等

市長は、知事から災害救助法施行令第17条第1項の通知を受けた場合に、施行細則の実施基準等に基づき実施する。

(1) 医療

ア 対象者

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず災害のため医療の途を失った者

イ 期間

災害発生の日から14日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、市長は県知事に期間の延長を申請するものとする。

ウ 救助の範囲

救助の範囲は、診療、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療及び施術及び看護等とする。

エ 経費の基準

(ア) 救護班による場合

使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費

(イ) 病院又は診療所による場合

国民健康保険診療報酬の額以内

(ウ) 施術者による場合

協定料金の額以内

(2) 助産

ア 対象者

災害発生の日前後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

(流産、死産を含む。)

イ 期 間

分娩した日から7日以内とする。ただし、特別の事情があるときは、市長は県知事に期間の延長を申請するものとする。

ウ 救助の範囲

救助の範囲は、分娩の介助、分娩前後の処置、脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給等とする。

エ 経費の基準

(7) 病院その他の医療機関による場合

使用した衛生材料及び処置等の実費とする。

(4) 助産婦による場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

3 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第9 救助計画

市長は、災害により生命又は身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については医療機関に収容するものとする。なお、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

1 実施内容

- (1) 市長は、救助を必要とする事態が発生したときは、直ちに消防機関、県警察等の関係機関と連携協力して、迅速かつ的確な救出救護、医療機関等への搬送等を実施する。また、自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- (2) 市民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 災害救助法による実施基準等

市長は、知事から災害救助法施行令第17条第1項の通知を受けた場合に、施行細則の実施基準等に基づき実施する。

(1) 対象者

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、行方不明の状態にあり、生死が明らかでない者

(2) 期 間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、特別の事情がある場合、市長は、県知事に期間の延長を申請するものとする。

(3) 経費の基準

経費は、通常の実費とし、次の範囲のものとする。

- ア 舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費
- イ 修繕費
- ウ 燃料費

第10 遺体の捜索、収容及び埋葬計画

市長は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、捜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があるので、その方法について定める。

1 実施内容

(1) 遺体の捜索等

市は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

(2) 検視・遺体安置場所の確保

市は、指定避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

(3) 遺体の検視、処理

ア 新見警察署は、必要に応じ、新見医師会等の協力を得て、遺体の検視、身元確認等を行う。
また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県及び市、指定公共機関等と密接に連携する。

イ 市は、県警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

ウ 市は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

(ア) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(イ) 遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋火葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋火葬等の処置をするまで一時保存する。

(4) 遺体の埋葬

市は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨壺等を遺族に支給する骨壺等現物給付をもって行う。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

ア 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬とする。

イ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援の要請

市は、自ら遺体の捜索、処理、埋火葬を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の捜索、処理、埋火葬の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

2 災害救助法による実施基準等

市長は、知事から災害救助法施行令第17条第1項の通知を受けた場合に、施行細則の実施基

準等に基づき実施する。

(1) 捜 索

ア 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者

イ 期 間

災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、期限内において捜索を打切ることができないとき、市長は県知事に期間の延長を申請する。

ウ 経費の基準

経費は、通常の実費とし、次の範囲とする。

(ア) 舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費

(イ) 修繕費

(ウ) 燃料費

(2) 遺体の処理

ア 期 間

災害発生の日から10日以内に完了するものとする。ただし、期限内において遺体の処理を打ち切ることができないときは、市長は、県知事に期間延長の申請を行うものとする。

イ 経費の基準

遺体の処理に要する費用として認められる範囲及び限度は次のとおりとする。

(ア) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理のための費用

1 体当たり 3,500 円以内

(イ) 遺体の一時保存のための費用

1 建物利用の場合 当該施設の借上費について通常の実費

2 その他の場合 1 体当たり 5,400 円以内

遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

(ウ) 検案のための費用

救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

(3) 遺体の埋葬

ア 期 間

災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

ただし、特別の事情がある場合、市長は、県知事に期間の延長を申請する。

イ 経費の基準

(ア) 経費の範囲

a 棺（附属品を含む。）

b 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

c 骨つぼ及び骨箱

(イ) 経費の限度

1 体当たり大人は 215,200 円以内で、小人は 172,000 円以内とする。

第 1 1 防疫計画

市長は、被災地において、環境衛生条件が悪化し、感染症等の疾病が発生しやすく、これらを防ぐための防疫、保健衛生活動を実施する必要があるので、その方法について定める。

1 実施内容

(1) 防疫

ア 検病調査及び健康診断

県が実施する被災者の検病調査、健康診断、衛生指導に協力する。

イ 消毒等

被災の直後に環境衛生協議会等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

ウ 仮設トイレの設置

指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力を得て仮設トイレを早期に設置する。

エ ねずみ、昆虫等の駆除

汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による家用水の供給

「第 3 飲料水供給計画」に準じて実施する。

カ 指定避難所の防疫

避難者の健康状況の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

キ 臨時予防接種

予防接種による予防措置を講ずる必要がある場合は、臨時予防接種を実施する。

ク 動物の管理

被災ペットの保護収容、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。

ケ その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定により実施する。

(2) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を、福祉事業者やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。

(3) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(4) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、心のケアを実施する。

(5) 応援の要請

ア 市は、臨時予防接種の実施について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を県へ要請する。

イ 市は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。

第 1 2 災害弔慰金及び災害見舞金の支給並びに援護資金等の貸付計画

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、弔慰金及び障害見舞金の支給並びに援護資金の貸付は、市の定める災害弔慰金の支給等に関する条例により、市長が次のとおり行うものとする。

1 災害弔慰金

(1) 対象者

次の災害による死亡者

ア 市内において住居の滅失した世帯が 5 世帯以上ある災害

イ 県内において住居の滅失した世帯が 5 世帯以上ある市町村が 3 以上ある災害

ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある災害

(2) 支給額

ア 遺族の生計を主として維持していた場合

死亡者 1 人当たり 5,000,000 円

イ その他の場合

死亡者 1 人当たり 2,500,000 円

(3) 負担区分

国 2 / 4、県 1 / 4、市 1 / 4

2 災害障害見舞金

(1) 対象者

災害弔慰金の支給の対象となる災害の範囲と同一の災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき精神又は身体に重度の障がいをもつ者

(2) 支給額

ア 生計を主として維持していた場合

障がい者 1 人当たり 2,500,000 円

イ その他の場合

障がい者 1 人当たり 1,250,000 円

(3) 負担区分

国 2 / 4、県 1 / 4、市 1 / 4

3 災害援護資金の貸付

(1) 対象者

県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により、世帯主がおおむね1月以上の療養を要する負傷をし、又は住居若しくは家財がその価額のおおむね3分の1以上の損害を受けた世帯であって、かつ次の所得要件を満たす世帯主

世帯人員	年間所得
1人	220万円未満
2人	430万円未満
3人	620万円未満
4人	730万円未満
5人以上1人増すごとに加算	30万円

(2) 貸付限度額

被害の種類及び程度	貸付限度額
① 世帯主の1か月以上の負傷	1,500,000円
② 家財等の損害	
ア 家財等の3分の1以上の損害	1,500,000円
イ 住居の半壊	1,700,000円
ウ 住居の全壊（エの場合を除く。）	2,500,000円
エ 住居全体の滅失及び流失	3,500,000円
③ ①と②が重複した場合	
ア ①と②のアが重複した場合	2,500,000円
イ ①と②のイが重複した場合	2,700,000円
ウ ①と②のウが重複した場合	3,500,000円
④ 次のいずれかの事由の一に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
ア ②のイの場合	2,500,000円
イ ②のウの場合	3,500,000円
ウ ③のイの場合	3,500,000円

(3) 貸付期間等

- ア 据置期間 3年（事由により5年）
 イ 償還期間 10年
 ウ 利率 普通利率 1%
 延滞利率 5%

エ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦（原則として元利均等償還）

オ 保証人 必要

(4) 負担区分

国 2 / 3、県 1 / 3、市 0

4 生業資金

り災者のうち生活困窮者に対する災害救助法に基づく生業資金の貸与は、災害による生業資金貸付規則（昭和 29 年岡山県規則第 16 号）により行うものとする。

(1) 対象者

住家が全焼、全壊又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯で次の事項に該当する者

ア 小資本により生業を営んでいる者

イ 蓄積資本を有しない者

ウ 主として家族労働によってかろうじて生業を維持している程度の者

エ 生業の見込みが確実な具体的事業計画を有し、自力更生の見込みがある者

(2) 貸付限度額

ア 生業費 1 件当たり 30,000 円以内

イ 就職支度費 1 件当たり 15,000 円以内

(3) 貸付期間等

ア 貸付期間 2 年以内

イ 利率 無利子

ウ 償還方法 年賦等

エ 保証人 1 人

(4) 借入世帯の調査及び申請

貸付を受けようとする者を調査選考し、市長の意見書を添えて県知事に申請する。

5 災害見舞金

(1) 県災害見舞金

自然災害（知事が特に必要と認めた場合は自然災害以外の災害）のり災者に対し、災害見舞金等給付内規（昭和 47 年 7 月 6 日制定）により、死亡弔慰金及び災害見舞金が給付される。

ア 死亡見舞金

死亡者 1 人につき 100,000 円

イ 災害見舞金

住家が全壊した場合 世帯主に 50,000 円

(2) 市災害見舞金

災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けない災害の被災者に対し、新見市災害見舞金等支給要綱により、災害見舞金及び弔慰金を支給する。

ア 対象

現に自己の居住の用に供している建物が、全焼、全壊、流失したとき若しくは半焼、半壊

したとき、及び床上浸水したとき又は火災によって居住者が死亡したとき。

イ 災害見舞金等の額

- (ア) 住家の全焼、全壊、流失 1世帯につき 100,000 円
- (イ) 住家の半焼、半壊又はこれに相当するもの 1世帯につき 50,000 円
- (ウ) 住家の床上浸水 1世帯につき 30,000 円
- (エ) 死亡した場合 1人につき 100,000 円

第13 災害義援金品の募集及び配分計画

市長は、日赤市地区、市社会福祉協議会及び民生委員協議会等の協力により、災害義援金品の募集及び配分を実施する。

1 募 集

募集及び受付は、県内又は他の都道府県において大災害が発生した場合に、次の方法により行うものとする。

なお、募集に当たっては被災地の状況等を十分考慮し、行うものとする。

(1) 各家庭からの募集

町内会、婦人会あるいは民生委員協議会等の組織で各家庭を訪問し、又は募集場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法により募集する。

(2) 職域募集等

小・中学校あるいは工場等において募集するものは、それぞれの機関において市に寄託する。

(3) 個人等の申し込みによる募集

それぞれ受付をし、その都度又は一定期間まとめてそれぞれの機関別に指定した場所へ集積するものとする。

2 配 分

一般から抛出された義援金品で、市に寄託されたもの又は県等から送付されたものは、次の方法により配分する。

(1) 配分基準

物品及び配分指定金品については、それぞれの目的に応じて、被災地のり災者人員等の被災状況を勘案し、効率的な配分を行う。

(2) 配分時期

配分は、できうる限り寄託を受けた都度行うことを原則とする。ただし、義援金品等が少量の場合は、一定数量に達したときに行う。

3 義援金品の管理

義援金品の管理は、市において管理する。金銭の管理については、市の歳入歳出外現金として、会計管理者が保管管理するものとする。

第8節 文教災害対策

第1 方針

災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

第2 実施内容

1 学校管理運営計画

(1) 児童生徒等の安全措置

ア 臨時休業の措置

災害時には、校（園）長は、常に気象情報等に注意するとともに、市教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して臨時休業等適切な措置を講ずる。

イ 避難措置

校（園）長は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所をあらかじめ選定しておくものとする。

ウ 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷対策として「心のケア事業」を実施することとし、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(2) 児童、生徒の就学援助措置

ア 学用品の給与等

災害のため、住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、資力の有無にかかわらず、物品販売業者の混乱のため、これら学用品を直ちに入手することができない状態にある児童及び生徒に対し、市は必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

また、市は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

2 教育施設の確保

(1) 学校施設の確保

ア 応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、岡山県教育委員会等関係機関と密接な連絡の上、次の応急措置を行う。

(ア) 火災発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

(イ) 火災による被災建物であって木造建物で全焼又は主要構造材が炭化以外の被災建物は、

残余の部分の床、壁体、天井、建具を修理のうえ、建物周囲の片づけを行い、児童生徒等を収容する。なお、主要構造材の炭化が表面のみの場合は、建築士が構造上の安全を確認後、上記の修理を行い、一時的に使用することとする。

- (ウ) 火災以外の被災建物で大破以下の被災建物は、応急修理のうえ、使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用することとする。
- (エ) 被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他民有施設等を借上げることとするが、この場合児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行うこととする。
- (オ) 教育施設の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校施設を一時的に借用し、使用することとする。

イ 臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

- (ア) 臨時校（園）舎は、無災害又は被害僅少な学校（園）の校（園）舎、公民館、公会堂その他民有施設を借上げて行う。
- (イ) 校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告するものとする。
- (ウ) 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教職員・児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借上げて応急授業を行うこととする。

(2) 社会教育施設の保護

滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめるものとする。また、被災社会教育施設を避難場所として、一時的に使用する場合又は利用者に開放する場合には、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士による構造上の安全確認の上、使用するものとする。

3 文化財

(1) 国指定又は登録の文化財

文化財が滅失又はき損した場合は、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条及び第118条の規定により、10日以内に県教育委員会を経由して文化庁長官に届け出る。

(2) 県指定の文化財

岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第8条、第27条及び第36条の規定により速やかに県教育委員会へ届け出る。

(3) 市指定の文化財

新見市文化財保護条例第45条により、市教育委員会へ届け出る。

(4) 応急修理

応急修理については、文化財としての価値を損なうおそれがあるので、国、県の技術指導により実施するものとする。

4 被害、休業措置の報告

被害が発生した場合は、新見市立学校管理規則第19条によりその状況を速やかに教育委員会へ報告すること。また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則第48条及び新見市立学校管理規則第6条等により、教育委員会へ報告すること。

5 災害救助法による実施基準等

市長は、知事から災害救助法施行令第17条第1項の通知を受けた場合に、施行細則の実施基準等に基づき実施する。

(1) 対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある児童生徒。

(2) 期間

ア 教科書

災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

イ 文房具及び通学用品

災害発生の日から15日以内に完了するものとする。

ただし、期間内に支給することが困難なときは、県知事に対して期間の延長を申請する。

(3) 経費の基準

ア 教科書

教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費

イ 文房具及び通学用品

小学校児童1人当たり 4,500円以内

中学校生徒1人当たり 4,800円以内

高等学校等生徒1人当たり 5,200円以内

第9節 交通輸送対策

第1 方針

災害時においては、対策要員及び防災資機材等の輸送を迅速に行うことが必要であり、このため市その他防災関係機関は、交通の円滑を期するための交通規制及び輸送力の確保等に関する措置を定めるものとする。

第2 交通対策

市その他の道路管理者は、災害時において交通が途絶又はそのおそれがあるときは、その状態を速やかに回復して、交通秩序を確立し、交通の安全と円滑を図る。

1 道路等の応急措置

- (1) 市その他の道路管理者は、道路等に被害が生じた場合、その状況に応じて応急工事の実施により交通の確保を図る。
- (2) 市長等は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設の管理者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

2 交通規制

(1) 県公安委員会、県警察による交通規制

ア 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合は、その状況に応じて、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講じる。

- a 災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。
- b 道路及び橋梁の被害（通行可否）を速やかに調査把握し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。
- c その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

イ 災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

ウ 県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。

(2) 道路管理者による通行規制

ア 災害時において、道路施設の破損等により、被災道路の補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合、区間を定めて通行を禁止又は制限する。

イ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(3) 交通規制の標識等

道路の通行の禁止又は制限の措置を講じた場合、関係法令に基づき規制条件等を提示した標識を設置するとともに、適当な回路を設定し、一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

第3 輸送対策

市その他防災関係機関は、被災者及び災害応急対策要員の輸送並びに災害応急物資、資機材の輸送について、その輸送力の確保を図る。

1 輸送力の確保

(1) 市の措置

市長は、被災地の状況を総合的に把握し、最も適切な方法により輸送力の確保を図る。なお、市保有の車両等を把握し、輸送力の調整確保を図る。

(2) 各輸送機関の措置

市内のトラック、バス輸送業者等の輸送機関は、応急対策の実施機関から輸送について要請を受けたときは、所要の措置を講じ、輸送力の確保に努めるものとする。

(3) 応援の要請

市では、輸送力が確保されず、又は輸送の円滑な実施が困難な場合は、他の市町村又は県を通じて、一般社団法人岡山県トラック協会へ応援を要請する。

2 緊急通行車両の確認

災害応急対策等を実施するため、市等の防災関係機関は、緊急輸送を確保するため交通規制が行われている場合で、必要な人員及び物資等を緊急に輸送する必要があるときは、県公安委員会又は備中県民局に申請し、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受けるものとする。

3 災害救助法による輸送の実施基準等

(1) 輸送の期間

各救助の実施期間とする。

(2) 経費の基準

経費は、当該地域における通常実費とし、次の範囲とする。

ア 罹災者を避難させるための輸送

イ 医療及び助産のための輸送

ウ 罹災者救出のための輸送

エ 飲料水及び救助用物資の輸送

オ 遺体捜索及び遺体処理のための輸送

（資料編 市保有車両の保有状況、旅客輸送事業者保有車両、災害救助法の適用基準）

第10節 電気、通信、水道の供給

第1 方針

電気、通信、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれら施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ緊急措置を中心に定める。

第2 電気

1 応急工事

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況ならびに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とするとともに住民等への広報を速やかに実施する。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

2 電気の保安

強風及び浸水等により危険と認められるときは、送電を中止するほか、危険箇所、施設に対しては危険防止に必要な措置を講ずる。

3 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

4 応援及び協力

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

備北土地改良区は、自ら所有する発電設備で発電された電力の緊急融通に努める。

第3 通信

1 応急工事

通信事業者は、被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。

2 通信の保安

通信事業者は、災害時において、国、県及び市等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

3 応援及び協力

通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

第4 水道

1 応急給水の実施

減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

2 応急工事

(1) 市は、災害発生に際しては、取水、導水、浄水施設の防護に全力をあげ、供給不能の範囲をできるだけ少なくする。

(2) 取水、導水、浄水の施設が破壊し、供給不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

3 水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区で悪水が混入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう住民に周知する。

4 復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第5 下水道

1 応急工事

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第11節 危険物施設等災害対策

第1 方針

危険物施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合、住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置等を実施するものとする。

第2 実施内容

1 石油類施設及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

(1) 石油类等施設

ア 石油類施設の所有者、管理者及び占有者の措置

- (ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講ずる。
- (イ) 市、消防機関及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近住民に対して避難するよう勧告する。
- (ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業等の応援を得て延焼防止活動を実施する。
- (エ) 消防機関の到着後は、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在品名、数量、施設の配置及び災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動を実施する。

イ 市の措置

- (ア) 災害発生について県へ直ちに通報する。
- (イ) 石油类等の所有者、管理者、占有者に対し、危険防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- (ウ) 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じて関係企業の協力を得て救助、消火活動を実施する。
- (エ) 火災の規模が大きくなり、自己の消防力では、対処できないときは、他の市町村に対して応援を要請する。

(2) 石油类等積載車両

石油类等輸送機関、市は、それぞれ上記に準じた措置を講ずる。

2 高圧ガス災害対策

(1) 高圧ガス施設

ア 高圧ガス施設等の所有者、管理者及び占有者の措置

(ア) 製造施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内の高圧ガスを安全な場所に移動する等の措置を講ずる。

(イ) 災害発生について市、消防機関及び県警察に通報するとともに、必要があるときは、付近の住民に対して避難するよう勧告する。

イ 市の措置

上記、石油類等施設に準じた措置を講ずる。

(2) 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送機関、市は、それぞれ上記に準じた措置を講ずる。

3 火薬類災害対策

(1) 火薬類関係施設

ア 火薬庫又は火薬類の所有者、管理者、占有者の措置

(ア) 火薬類を安全な場所に移動する。移動をする余裕がない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密封し、防火の措置を講ずる等の安全措置を講ずる。

(イ) 市、県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があるときは、付近の住民に対して避難の勧告を行う。

イ 市の措置

(ア) 災害発生について、備中県民局へ通報する。

(イ) 火薬類の所有者等に危害防止のための措置をとるよう措置し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

(2) 火薬類積載車両

火薬類輸送機関、市は、それぞれ上記に準じた措置を講ずる。

4 有害ガス等災害対策

(1) 特定施設等の設置者の措置

(ア) 市長又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ付近住民等が避難するため、必要な措置を講ずる。

(2) 市の措置

(ア) 市長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への避難の指示等を行う。

(イ) 市長は、有害ガス等に係る事故が発生した場合は、法令の定めるところにより立入検査を実施するとともに、当該特定施設等設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため、必要な措置を講じるよう勧告又は命令する。

第12節 放射性物質災害対策

第1 方針

放射性物質の取扱い中の不注意又は輸送中の交通事故等により、放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害から住民を守るため、市その他防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な連携のもとに、各種応急対策を実施することにより被害拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2 実施内容

1 放射性物質の製造、使用、運搬等の取扱者の措置

- (1) 事故が発生し、その影響が周辺地域に及び、又はおよぼおそれがある場合は、関係法令の定めるところにより、直ちに関係機関へ通報する。
- (2) 事故の状況に応じ、次の応急措置を実施するとともに、警察官、消防機関等の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従って活動する。
 - ア 異常事態発生による放射線モニタリング
 - イ 消火及び当該放射性物質への延焼防止
 - ウ 放射性物質の安全な場所への移動
 - エ 立入制限区域の設定及び立入制限
 - オ 汚染の拡散防止
 - カ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
 - キ その他放射線障害の防止のために必要な措置

2 市の措置

- (1) 市は通報等により、放射性物質による事故の発生を知った場合は、直ちに国（文部科学省）及び県に通報する。
- (2) 事故の状況に応じ、次の措置を講ずる。
 - ア 消火及び当該放射性物質への延焼防止
 - イ 警戒区域の設定による立入制限
 - ウ 避難指示
 - エ 医療機関との連携による放射性物質を受けた者又は受けたおそれのある者の救出
 - オ 地域住民に対する広報
 - カ その他放射線障害の防止のために必要な措置

第13節 集団事故災害対策

第1 方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等により、一時的に多数の負傷者等が生じ、通常の体制では、救急対策が困難な場合において、市長は関係機関の協力により、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図るものとする。

第2 実施内容

1 市災害対策本部

(1) 市災害対策本部等の設置

交通事故、爆発等により、一時的に多数の負傷者等が生じ、関係機関が参加して、総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、市長は、市防災計画に定めるところにより、災害対策本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する現地災害対策本部を設置する。

ア 市長は、自ら又は適当な職員を指名して現地災害対策本部の総合的な調整を行う。

イ 現地災害対策本部は、事故現場近くに、かつ通信連絡に便利な場所に設置する。

(2) 市災害対策本部の責務

関係機関が実施する業務の調整を行い円滑な実施を図る。

ア 災害現場での救助

イ 現場付近での応急手当

ウ 負傷者の分類

エ 収容医療施設の指示

オ 医療施設への搬送

カ 死体の処理

2 関係機関の措置

(1) 事故発生責任者

事故発生後又は事故発生の覚知後、直ちに市、消防機関、新見警察署に通報するとともに、自力による救急活動を実施する。

現地災害対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表等は、これに参加し、救急活動等を実施する。

(2) 市

市長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、市防災計画の定めるところにより直ちに災害対策本部を設置し、所要の関係機関に協力、応援を要請するとともに県知事（危機管理課）に通報する。

(3) 消防機関、警察署の措置

ア 通報その他事故の発生を覚知したときは、直ちに市長に通報するとともに、所定の救急活動等を実施する。

イ 市災害対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

(4) 日赤県支部

市長等の要請により、救護班、医療班等の応援部隊を派遣する。

3 応援協力関係

関係機関は、市の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

第14節 地震災害対策

地震災害は、台風・豪雨等による風水害と根本的に異なり、各種の災害が同時に複合的に生ずるところに特徴があるので、防災関係機関が一体となって、防災計画に定める災害情報通信計画、消防計画、避難計画及びり災者救助保護計画等の諸計画が有効、適切に実施されるべきものであるが、地震災害の特殊性に鑑み、特に総合的な応急対策の確立を図るため、「新見市地域防災計画(震災対策編)」として別途定める。

第15節 広域応援・雇用

第1 方針

大規模な災害が発生した場合、市及び県だけでは対応が不十分になることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定めるものとする。なお、市及び県は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「応急対策職員派遣制度」により、速やかに応援体制を整える。

第2 実施内容

1 他の市町村等に対する応援要請

- (1) 市長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは、知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。
- (2) 応援要請の手続

市長の応援要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

- ア 被害状況
- イ 応援を要する救助の種類
- ウ 応援を要する職種別人員
- エ 応援を要する期間
- オ 応援の場所
- カ その他応援に関し必要な事項

2 指定地方行政機関又は他の地方公共団体に対する職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、次の事項を記載した文書により指定地方行政機関若しくは他の地方公共団体の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

3 他の市町村等からの応援要請

市は、他の市町村から応援を要請された場合には、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

4 労務者等の雇用

- (1) 応急災害対策を実施するため、市長は、必要な労務者等を雇用する。
- (2) 労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別の基準があるものについてはこの限りではない。
- (3) 災害救助法による実施基準

ア 期間

救助の実施が認められる期間とする。

イ 経費の基準

当該地域における通常実費とし、次の範囲とする。

(ア) 罹災者の避難

(イ) 医療及び助産における移送

(ウ) 罹災者の救助

(エ) 飲料水の供給

(オ) 救助用物資の支給

(カ) 死体の捜索及び処理

5 奉仕団の協力

- (1) 奉仕団等は、災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。

ア 赤十字奉仕団

イ 青年団

ウ 婦人会

エ 自主防災組織、町内会、自治会

オ 大学、高等学校（学生、生徒）

カ その他の奉仕団

- (2) 奉仕団の主な作業

ア 炊き出しその他被災者に対する救助

イ 清掃、防疫

ウ 災害対策用物資の配分及び輸送

エ その他

(3) 奉仕団の記録

奉仕団の奉仕を受ける場合は、次の事項について記録する。

- ア 奉仕団の名称
- イ 人員及び氏名
- ウ 作業内容及び作業期間
- エ その他参考事項

第16節 自衛隊の災害派遣

第1 方針

災害が発生し、若しくは発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施が市だけでは不可能若しくは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるとき、自衛隊法第83条の規定により、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

第2 自衛隊の活動範囲

災害派遣部隊の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、市及び防災関係機関と緊密な連携をとり、次に掲げる活動を行う。

1 被害状況の把握及び伝達

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し、関係機関に伝達する。

2 避難者の誘導、輸送支援

避難指示等が出され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認められるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合には、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込等の水防活動を行う。

5 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

6 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し、若しくは障害物がある場合には、それらの啓開、除去に当たる。

7 応急医療・救護・防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は関係機関の提供するものを使用する。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行うものとする。

9 炊飯及び給水

炊飯及び給水を行う。

10 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の除去

自衛隊の能力の範囲内における火薬物、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

12 その他

その他必要に応じて自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

第3 災害派遣要請等の依頼手続き

1 派遣要請依頼

(1) 市長は、自衛隊の災害派遣を必要とした場合には、県知事に対し災害派遣要請要求書を提出する。

ただし、緊急を要する場合その他やむをえない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

(2) 市長は、(1)によって県知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び市域の災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市長は速やかにその旨を県知事に通知しなければならない。

(3) 県知事は、市長から前述の災害派遣要請の要求等を受けた場合、その内容を検討し、必要があると認めるときは、関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続きをとる。

(4) 派遣要請要求書の様式は次のとおりとする。

	年 月 日	
岡山県知事	様	新見市長
災害派遣に関する要請		
標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2 派遣を必要とする期間		
自	年 月 日	時から
至	年 月 日	災害が終了するまで
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 派遣を希望する区域		
(2) 活動内容		
4 その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）		
(1) 連絡場所及び連絡職員		
(2) 宿 舎		
(3) 食 料		
(4) 資 材		
(注) 緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（2部）を提出する。		

注：用紙の大きさは、A4とする。

2 撤収要請依頼

- (1) 市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合、又は必要がなくなった場合は、上記要請
手続と同様に撤収要請依頼書を備中県民局長を経由し、県知事に対し提出する。
- (2) 撤収要請依頼書の様式は次のとおりとする。

	年 月 日	
岡山県知事	様	新見市長
自衛隊の撤収要請依頼について		
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり 撤収要請を依頼します。		
記		
1 撤収要請依頼日時		
	年 月 日	
2 派遣要請依頼日時		
	年 月 日	
3 撤収作業場所		
4 撤収作業内容		

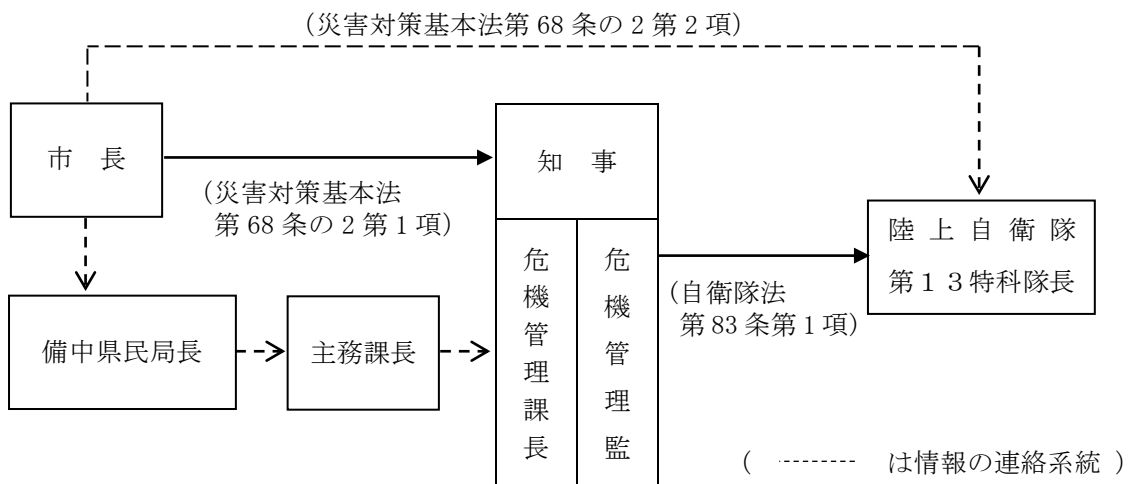
注：用紙の大きさは、A4とする。

3 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県知事等の要請を待つかまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講ずる必要があると認められること。
- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他災害に際し、上記(1)～(3)に準じ、特に緊急を要し、県知事等からの要請を待つかまがないと認められること。

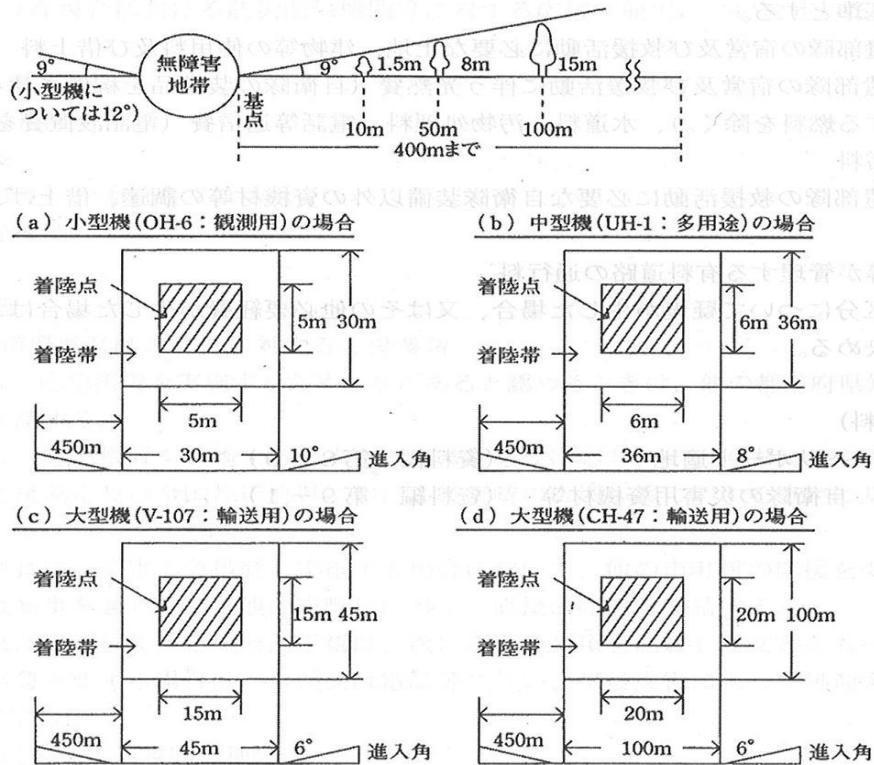
<災害派遣要請等の手続き系統図>



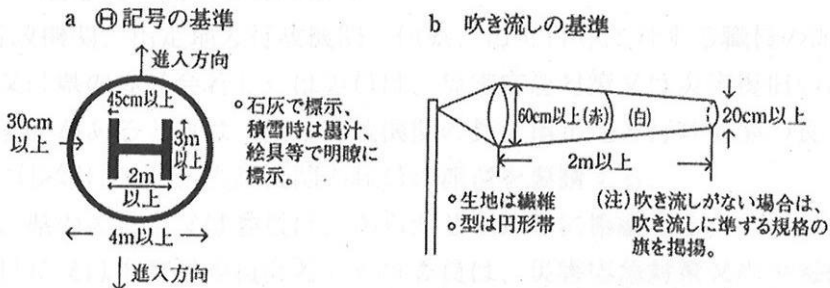
第 4 災害派遣部隊の受け入れ

- 1 市長は、部隊の派遣通知を受けた場合、関係職員の中から連絡責任者を決め、現地に派遣する。連絡責任者は、部隊の受け入れ及び作業等について現地における市の責任者として県の連絡責任者と連携を密にして、部隊との連絡に当たる。
- 2 市長は、次の措置を講じて、部隊の活動を援助し、災害派遣の目的を達成するように努める。
 - (1) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について、計画をたて、部隊到着後は速やかに作業ができるようあらかじめ準備しておく。
 - (2) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関と競合重複しないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - (3) 部隊の宿泊施設及び車両等の保管場所を準備する。
 - (4) ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は次の点について留意しヘリポートを準備する。
 - ア 下記基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。なお、この際、土地の所有者又は管理者との十分な調整を行う。

[着陸地点及び無障害地帯の基準]



イ 着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流し等を掲揚する。



- ウ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- エ 砂塵の舞い上がる時は散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- オ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸時について広報を実施する。
- カ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊との調整を行う。
- キ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外は立ち入らせないようにする。

第5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- 1 市長は、部隊の派遣を受けたときは、自衛隊の救援活動に要した経費を負担する。
 - (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - (2) 派遣部隊の宿営、救援活動に伴う光熱費、水道料、汚物処理料、電話料等通信費及び入浴料
 - (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

(4) 県等が管理する有料道路の通行料

2 経費の負担区分について、疑義が生じた場合又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決定するものとする。

第17節 ボランティアの受入及び活用

第1 方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、市、県及び日本赤十字社岡山県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティア活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、市、社会福祉協議会、NPO等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

第2 実施内容

1 市の措置

市災害対策本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、現地本部及び市社会福祉協議会が設置する市災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

2 県の措置

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、市、日本赤十字社岡山県支部、市・県町村社会福祉協議会及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の各分野ごとのボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申し出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて、報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について県内又は全国に情報提供し、参加を呼びかける。

3 日本赤十字社岡山県支部の措置

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し又は

募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集・受付・派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携を取りながら行うものとする。

4 社会福祉協議会の措置

県・市社会福祉協議会は、要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、県及び市と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

(1) 県社会福祉協議会は県災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- ア ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供
- イ 広域的なボランティアの受付、指導、コーディネート等
- ウ 県内の他市町村社会福祉協議会及び他県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整
- エ 県災害対策本部や市災害対策本部との連絡調整
- オ その他県災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること

(2) 新見市社会福祉協議会は市災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

- ア 被災地のボランティアニーズの把握と調査結果の合同対策本部への報告
- イ ボランティアの受付・登録
- ウ ボランティアのコーディネート
- エ ボランティアに対する具体的活動内容の指示
- オ ボランティアリーダー及びボランティアの派遣
- カ ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給
- キ ボランティア活動の拠点等の提供
- ク ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの派遣要請
- ケ その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

(3) 市の災害ボランティアセンターが被災により機能を十分に果たせない場合、その近隣市町村の社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び市の災害ボランティアセンターと協議の上、近隣市町村災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアセンターの機能の一部又は全部を担う。

5 専門分野のボランティア関係機関等の措置

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入・派遣に係る調整等を行う。

6 ボランティアの健康に関する配慮

- (1) 市、関係機関等は、それぞれボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。
- (2) 市、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講ずる。
- (3) 市、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

第3 その他

県又は県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と県及び市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第5章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、市及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

1 市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2 被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障がいのある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

3 観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な被害情報等を迅速かつ的確に発信する。

4 災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

第2節 被災者等の生活再建等の支援

市は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

1 被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

2 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

3 被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。

4 県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

5 災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

6 必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

7 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

なお、県は、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給にあたり、市が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。

また、県は、独自の支援措置として県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。

8 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

9 必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険税の減免等、被災者の負担の軽減を図る。

10 市は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。

11 災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

このため県は、市等が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

12 被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

13 被災者の自立に対する援助、助成措置、自然災害債務整理ガイドラインなどの支援制度について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

14 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の県、市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

第3節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

県及び市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるとともに、被災中小企業の復興に向け、商工会・商工会議所等と連携しながら状況に合った支援を講じる。また、市及び商工会・商工会議所は、相談窓口を設置し支援制度についての情報提供を行う。

第4節 公共施設等災害復旧計画

公共施設等の復旧は、常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則とし、さらに関連事業を積極的にとり入れて施工するものとする。したがって、各種施設等の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状にかんがみ、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

国及び県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、市に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

また、県警察は、県及び市と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努める。

【災害復旧事業の種類】

- 1 公共土木施設災害復旧事業
 - (1) 河川災害復旧事業
 - (2) 砂防設備災害復旧事業
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
 - (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - (6) 道路災害復旧事業
 - (7) 下水道災害復旧事業
 - (8) 公園災害復旧事業
 - (9) 公営住宅等災害復旧事業
- 2 農林水産業施設災害復旧事業
- 3 都市災害復旧事業
- 4 水道災害復旧事業
- 5 住宅災害復旧事業
- 6 社会福祉施設災害復旧事業
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業

- 8 学校教育施設災害復旧事業
- 9 社会教育施設災害復旧事業
- 10 その他の災害復旧事業

第5節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、県知事の報告及び市長等が提出する資料及び実施調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 法律等により一部負担又は補助するもの。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第9号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ウ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- エ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- キ 予防接種法（昭和23年法律第69号）
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物其他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業

- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 障害者支援施設等災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
- セ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ク 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資機材費の補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- キ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第6節 災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

1 農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林

漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）及び株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって、損失を受けた農林漁業者等に農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。

なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額及び償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 株式会社日本政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業振興資金融資制度（災害資金）のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合には、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長や政府系中小企業金融機関の資金融通の特例が適用される。

3 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対しては、住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）の規定により災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

4 更生資金

(1) 災害援護資金

災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、市長は災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自力更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金の貸付けを行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、県は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

5 市税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、市税条例の規定等に基づき、市税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等被災者の負担軽減措置を講じる。

6 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

7 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して、県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

8 県子ども災害見舞金の支給

自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

第7節 復興本部

1 復興本部の設置

市は、風水害等により被害を受けた地域が市内で相当の範囲に及び、かつ風水害等からの復旧・復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受け、復旧・復興を推進するため特別の必要があると認める場合は、被災後速やかに復興本部を設置する。

2 復興本部の役割と災害対策本部との関係

復興本部は、復旧・復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ計画的に推進する組織であり、災害応急対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とはその目的と機能を異にする。

しかしながら、復旧・復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事業で、復旧・復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携・連絡しながら処理する。

3 復興本部の組織

復興本部は、市長を本部長とし、本部長が必要と認める者を本部員として指名する。

本部員は、本部長の命を受け、被災の状況や地域の特性等を勘案しつつ、市民や関係機関等と協力して復旧・復興に係る事務事業を企画立案し、実施するとともに、事務事業の執行状況を本部長に報告する。

新見市水防計画

新見市水防計画

第1章 総 則

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、岡山県知事から指定された指定水防管理団体たる新見市が同法第32条の規定に基づき、岡山県水防計画に準じて、新見市内の河川、ため池の洪水等の水災に対処し、これによる被害を防止し又は軽減することを目的とする。

第2章 水防組織と責任

第1節 水防組織

- 1 新見市の水防を総括するために新見市水防本部（以下「水防本部」という。）を設け、水防事務を処理するものとする。ただし、新見市地域防災計画による新見市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置されたとき、水防本部は災害対策本部に吸収されるものとする。
- 2 水防本部の事務局は総務部総務課に置き、水防本部の組織は災害対策本部の組織に準じるものとする。
- 3 水防本部の事務分掌は、災害対策本部の事務分掌に準じるものとする。

第2節 水防の責任

- 1 水防本部の責任
新見市内における水防体制の確立強化を図るとともに、地域内の水防が十分行われるよう水防能力の確保と向上に努め、地域内の水防活動を実施する。
- 2 一般住民の責任
住民は常に気象状況や出水の状況に注意して、水害の発生が予想されるときは進んで水防に協力しなければならない。また、水防本部長から要請されたときは、水防活動に従事しなければならない。

第3章 水防配備計画

第1節 水防体制の種類と配備基準

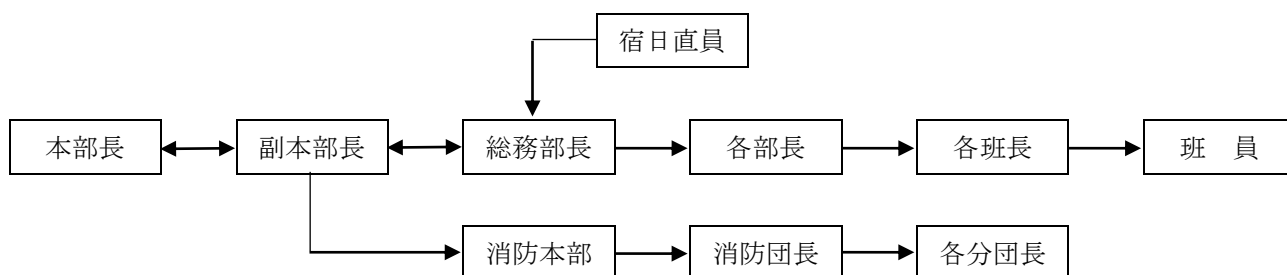
- 1 水災の発生が予測される場合、又は水災が発生した場合において水防活動を実施するため、市が配備すべき体制は注意体制、警戒体制とし、次の基準による。

体制	時期	内容	配備基準
注意体制	1 水防に関する注意報が発表され、水害の発生が予想される時。 2 河川の水位が水防団待機水位（昭和橋 1.7m、正田 2.1m、長屋 2.5m）に達し、なお上昇が認められるとき。 3 高梁川、西川、小阪部川のダム放流合計量が 400 m ³ /s を超えたとき。 4 その他、水防本部長が必要と認めるとき。	少人数をもって活動を開始し、情報収集、連絡等を主として行い、状況によっては、直ちに警戒体制に必要な要員の招集その他の活動ができる体制をとる。	新見市地域防災計画配備体制による。
警戒体制	1 水防活動に関する警報が発表されたとき。 2 河川の水位が氾濫注意水位（昭和橋 2.4m、正田 2.8m、長屋 3.0m）に達したとき。 3 高梁川、西川、小阪部川のダム放流合計量が 800 m ³ /s を超えたとき。 4 その他、水防本部長が必要と認めるとき。	水防本部の所用人員を配備し、水防活動の万全を期する体制をとる。 水防資材の確保調達を行う。 消防団が出動準備、出動作業を行う。	新見市地域防災計画配備体制による。

第2節 動員計画

1 本部設置時の伝達経路

(1) 水防本部員の招集伝達系統は、次のとおりとする。



(2) 伝達は、庁内放送、電話、ファックス等敏速に行える方法による。

(3) 各班内の動員計画は、班において実情に即した方法を定め、班員に周知徹底しておかなければならない。

2 消防団員の動員要請は、消防本部において行う。

3 各部長は、災害の状況により配備人員を必要に応じて増減することができる。

- 4 班員は、勤務時間の内外を問わず非常災害発生のおそれがある場合には、状況の推移に注意するとともに、所属の班と連絡をとり事態が急迫していると認めるとき、又は非常災害が発生したときはただちに所定の部署につかなければならない。

第4章 水防業務

第1節 情報の収集

- 1 総務部総務班は、岡山地方气象台、備中県民局及び岡山河川事務所等と密接な連絡を取り、次表の県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川の状況、雨量、水位観測所のデータ、ダム放流量の状況把握に努める。
- 2 各担当班は、所管する観測所のデータ及び河川、ため池等の状況を把握し、随時又は定時に危険箇所を巡視し、水位の変動、堤防、護岸等の異常について水防本部長に報告する。

(1) 県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川

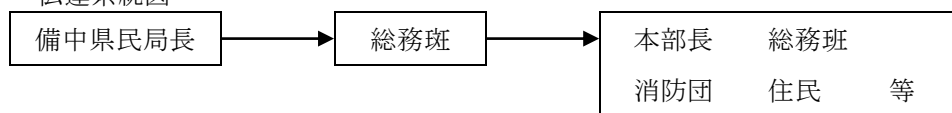
ア 区域

河川名	区 域
一級河川 高梁川水系 高梁川	起点 左岸 新見市菅生 7943-8 地先 右岸 新見市坂本 1748-2 地先 終点 総社市宍粟字杖ノ元 564 番の 1 地先豪溪秦橋

イ 水位観測所

河川名	観測所名	位 置	避難判断 水位	氾濫危険 水位	発 表 者
一級河川 高梁川水系 高梁川	昭和橋	新見市高尾	2.50	2.90	備中県民局長
	正 田	新見市新見	2.80	3.20	
	長 屋	新見市長屋	4.70	5.10	

ウ 伝達系統図



(2) 雨量観測所一覧表
ア 県関係雨量観測所

観測所名	位置	設置場所	水系	観測人氏名	種別	備考
	大字					
相 文	千屋実	千屋ダム相文雨量観測所	高梁川	高梁川ダム統合管理 事務所職員	テレメーター	
千屋ダム	菅生	千屋ダム管理事務所	高梁川	高梁川ダム統合管理 事務所職員	テレメーター	
足 立	足 立	河本ダム足立観測所	高梁川 (西川)	高梁川ダム統合管理 事務所職員	テレメーター	
矢 神	哲西町 上神代	河本ダム矢神観測所	高梁川 (神代川)	高梁川ダム統合管理 事務所職員	テレメーター	
高瀬川ダム	神 郷 高 瀬	高瀬川ダム管理事務所	高梁川 (高瀬川)	高梁川ダム統合管理 事務所職員	テレメーター	
梅 田	神 郷 高 瀬	高瀬川ダム梅田観測所	高梁川 (高瀬川)	高梁川ダム統合管理 事務所職員	テレメーター	
三室川ダム	神 郷 油 野	三室川ダム管理所	高梁川 (三室川)	高梁川ダム統合管理 事務所職員	テレメーター	
大 佐	大 佐 小阪部	大佐除雪基地	高梁川 (小坂部川)	県民局職員	テレメーター	
蚊 家	哲多町 蚊 家	蚊家観測所	高梁川 (本郷川)	県民局職員	テレメーター	
新 見	高 尾	備中県民局新見地域事務所	高梁川	県民局職員	テレメーター	
河本ダム	金 谷	河本ダム管理事務所	高梁川 (西川)	高梁川ダム統合管理 事務所職員	テレメーター	
長 屋	長 屋	長屋観測所	高梁川	県民局職員	テレメーター	

イ 岡山地方気象台関係雨量観測所

観測所名	位置	設置場所	水系	通報連絡 方法	種 別	備 考
	大字					
千 屋	千 屋		高梁川	オンライン	地域気象観測所	
新 見	足 見		高梁川	オンライン	地域気象観測所	

ウ 国土交通省岡山河川事務所関係雨量観測所

観測所名	位置	設置場所	水系	観測人氏名	通報連絡方法	種別	備考
	大字						
新 見	唐松		高梁川		テレメーター	テレメーター	
足 立	野田代		高梁川 (西川)		テレメーター	テレメーター	
法 曾	才峠家向		高梁川		テレメーター	テレメーター	

(2) 水位観測所一覧表

ア 県関係水位観測所

水系		観測所名	位置	水防団 待機 水位	氾 注 水	濫 意 位	避 判 水	難 断 位	氾 危 水	濫 険 位	零 点 標 高	観測者	備考
本流	支流		大字										
高梁川	高梁川	朝間	千屋								405.70	高梁川ダム 統管職員	テレメーター
高梁川	高梁川	横見堰	上市								229.03	高梁川ダム 統管職員	テレメーター
高梁川	高梁川	昭和橋	高尾	1.70	2.40	2.50	2.90				189.97	県民局職員	水位周知 テレメーター
高梁川	高梁川	正田	新見	2.10	2.80	2.80	3.20				179.50	高梁川ダム 統管職員	水位周知 テレメーター
高梁川	高梁川	川合橋	正田								159.17	高梁川ダム 統管職員	テレメーター
高梁川	高梁川	長屋	長屋	2.50	3.00	4.70	5.10				151.38	県民局職員	水位周知 テレメーター
高梁川	西川	足立	足立									高梁川ダム 統管職員	テレメーター
高梁川	西川	川の瀬	哲多町 宮河内								172.36	高梁川ダム 統管職員	テレメーター
高梁川	本郷川	蚊家	哲多町 蚊家								358.70	県民局職員	テレメーター
高梁川	高瀬川	梅田	神郷 高瀬									高梁川ダム 統管職員	テレメーター
高梁川	神代川	矢神	哲西町 上神代									高梁川ダム 統管職員	テレメーター
高梁川	小坂部川	大佐	大佐 小坂部								339.20	県民局職員	テレメーター

イ 県関係ダム貯水位観測所

水系		観測所名	位置	水防団 待機 水位	氾 注 水	濫 意 位	避 判 水	難 断 位	氾 危 水	濫 険 位	零 点 標 高	観測者	備考
本流	支流		大字										
高梁川	高梁川	千屋ダム	菅生									高梁川ダム 統管職員	土木ダム テレメーター
高梁川	西川	河本ダム	金谷									高梁川ダム 統管職員	土木ダム テレメーター
高梁川	高瀬川	高瀬川 ダム	神郷 釜村									高梁川ダム 統管職員	土木ダム テレメーター
高梁川	三室川	三室川 ダム	神郷 油野									高梁川ダム 統管職員	土木ダム テレメーター
高梁川	小坂部川	大佐ダム	大佐 上刑部									新見市役所 職員	農林ダム テレメーター

(3) ダム一覧表

種別	水系名	河川名	ダム名	目的	ダム及び貯水池の規模				管理者
					高さ (m)	長さ (m)	総貯水容量 (千m ³)	有効貯水容量 (千m ³)	
治水	高梁川	西川	河本	洪水調節 工業用水 発電	60.0	258.6	17,350	11,100 〔洪水調節容量〕 5,000	岡山県 (土木部)
	高梁川	高瀬川	高瀬川	洪水調節 上水道	67.0	273.6	4,530	4,080 〔洪水調節容量〕 3,500	岡山県 (土木部)
	高梁川	高梁川	千屋	洪水調節 上水道 工業用水 発電	97.5	259.0	28,000	26,200 〔洪水調節容量〕 12,000	岡山県 (土木部)
	高梁川	三室川	三室川	洪水調節 上水道 発電	74.5	231.0	8,200	7,700 〔洪水調節容量〕 3,600	岡山県 (土木部)
利水	高梁川	小坂部川	大佐	洪水調節 かんがい 発電	43.7	108.0	3,505	2,713	新見市
	高梁川	小坂部川	小坂部川	かんがい 発電	67.2	145.0	15,624	15,136	高梁川用水 土地改良区

第2節 出動準備及び出動

1 水防本部長は、次の場合、各部班及び消防団に対して出動準備をさせなければならない。

- (1) 高梁川の昭和橋観測所、正田観測所、長屋観測所の水位が、水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想される時。
- (2) 気象状況等によって河川等の危険が予想される時。

2 水防本部長は、次の場合、各部班及び消防団を適宜出動させ、警戒配備につかせなければならない。

- (1) 高梁川の昭和橋観測所、正田観測所、長屋観測所の水位が、はん濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想される時。
- (2) 気象状況等によって河川等の危険が切迫している時。

第3節 警戒、監視及び水防作業の開始

- 1 水防本部長が出勤命令を出したときは、各部班員及び消防団員は、水防区域の警戒、監視を密にして、重要水防箇所を重点的に巡視し、特に異常を発見したときは直ちに水防本部長に発生場所、規模の概要を報告するとともに、水防作業を開始するものとする。
 - (1) 裏法の漏水又は、飽水による亀裂及び崩壊
 - (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び崩壊
 - (3) 天端の亀裂及び沈下
 - (4) 堤防の溢水
 - (5) 樋門の両袖又は底部よりの漏水
 - (6) 橋梁、その他の構造物と堤防との取付部分の異常
- 2 水防本部長は、前項の報告を受けたときは、備中県民局長及び備中県民局新見地域事務所長へ報告しなければならない。
- 3 水防本部長は、市内の水防作業を指導し、状況に応じた適正な水防工法等により水害を未然に防止しなければならない。

第4節 応援・援助の要請

- 1 水防本部長は、水防のために必要があると認めるときは新見警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。
- 2 水防本部長は、緊急の必要があるときは、隣接の水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができる。
- 3 水防本部長は、その区域内の住民又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。
- 4 水防本部長は、他の管理団体から応援の要請があったときは、市内の水防活動に支障のない範囲で水防作業員及び資材等の援助をおこなうものとする。

第5節 決壊等の通報

- 1 堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、各部班員及び消防団員等現場にいる者は直ちに水防本部長に報告するとともに、氾濫による被害を最小限に食い止めるため、必要な措置を講じなければならない。
- 2 水防本部長は、前号の報告を受けたとき備中県民局長、備中県民局新見地域事務所長及び新見警察署長へ通報しなければならない。

第6節 避難の指示

- 1 水防本部長は、住民の避難が必要と認めるときは、総務部総務班に立ち退きに必要な処理を指示するものとする。
- 2 総務部総務班は、広報車及びその他の方法により住民に避難の準備、又は立ち退きを指示するもの

とする。

- 3 住民の立ち退き先は、おおむね新見市地域防災計画の避難所のおりとする。道路等の閉鎖によってこれによることができないときは、総務部総務班長は水防本部長の承認を得て避難先を別に定める。
- 4 避難を開始したときは、新見警察署長へ報告する。

第7節 水防施設及び資機材

- 1 水防倉庫及び備蓄資機材は、新見市地域防災計画に定める。(資料編第3-4 水防資機材の備蓄)
- 2 水防資機材は、水防倉庫から搬出し不足が生じた場合は水防本部長の指示により、業者から購入し、若しくは県有水防庫の備蓄資機材を借受け調達するものとする。

第8節 輸 送

- 1 緊急時における水防資機材等の輸送は、次により行うこととする。
 - (1) 市有の貨物自動車及び消防自動車により行う。
 - (2) 前号のもので不足するときは、借上げ、公用負担命令により民有のものを使用して行う。

第9節 水防記録及び報告

- 1 各水防活動班長は、水防作業終了後実施した箇所について様式1により必要事項を記載のうえ総務部総務班長へ報告するものとする。
- 2 報告を受けた総務部総務班長は、これを保存しておかなければならない。
- 3 総務部総務班長、前号の記録に基づき業務終了後備中県民局長に報告するものとする。

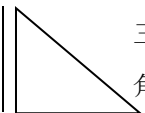

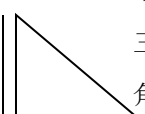
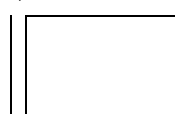
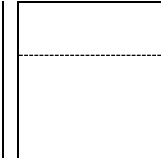
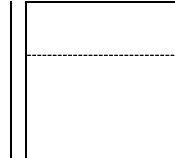
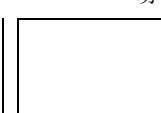
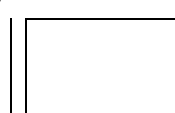


第10節 業務の閉鎖

- 1 注意体制は、該当する注意報が解除されたとき、又はこの体制を維持する必要がないと認められたとき解除するものとする。
- 2 警戒体制は、気象警報が解除されたとき、又はこの体制を維持する必要がないと認められたとき解除するものとする。
- 3 この解除を行ったときは、備中県民局長に連絡するものとする。

第5章 信 号

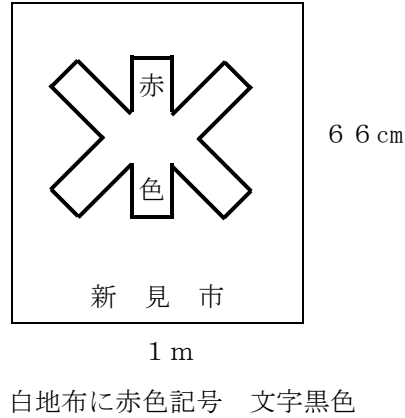
(1) 水防法第20条第1項の規定による水防信号は、岡山県水防計画で次のとおり定められている。

水防信号

種 別	打 鐘 信 号	サイレン 信 号	そ の 他 の 信 号 (吹 流 し 又 は 旗)	備 考
第一信号 水防警報 (警戒)	○—○—○—○ 四点打	8秒吹鳴 4秒休止 繰返し	黄 布  	吹流しは、 長さ4m以上、 幅60cm前後、 任意
第二信号 の一 応援警報	○—○ ○—○—○ 二点、三点、斑打	2秒吹鳴 2秒休止 繰返し	青 布  	旗は、木綿、 大幅四角
第二信号 の二 緊急出動 警報	○—○—○—○—○— ○ 六点打	5秒吹鳴 2秒休止 繰返し	白、青半布  	
第三信号 立退警報	 乱 打	15秒吹鳴 2秒休止 繰返し	赤 布  	
第四信号 警報解除	○ ○—○ 一点、二点、斑打	30秒吹鳴	白 布  	

第6章 優先通行標識・身分証票及び腕章

1 水防法第18条の規定により水防のため優先通行できる自動車の標識は、次のとおりとする。

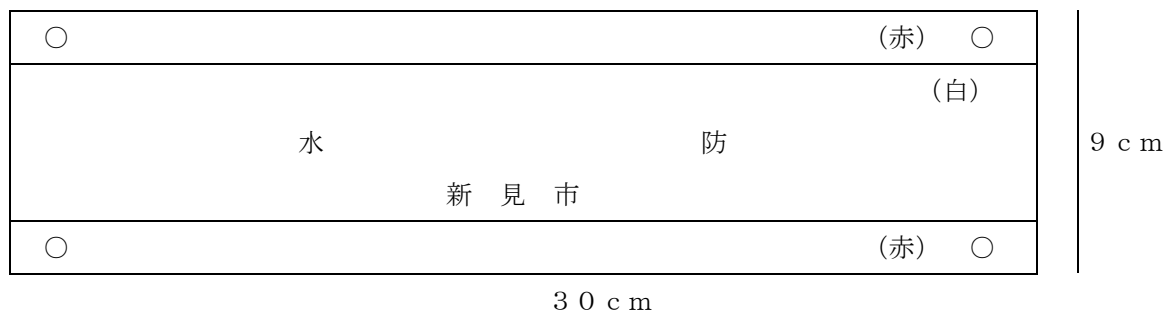


2 水防法第49条第2項の規定による土地の立入りのための身分証票は、次のとおりとする。

表		裏	
第 号		心	得
	水防職員の証	1	本証は、水防法第49条による立入証である。
所属名		2	本証の身分に変更があったときは、すみやかに訂正を受けること。
職 名		3	記名以外のものを使用を禁ず。
氏 名		4	本証の身分を失ったときはすみやかに返還すること。
生年月日	年 月 日		
	年 月 日		
	新見市長		
	印		

3 腕 章

白地に赤線上下2本 文字は黒色



第7章 公用負担

1 水防法第28条の規定により水防のため必要のあるときは、水防本部長又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用又は収用
- (3) 自動車その他の運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 総務部総務班長は、水防本部長の承認を得て第6章の2の身分証票及び公用負担権限委任証明書並びに公用負担命令票を必要な者に交付する。ただし、公用負担命令票は市長名押印以外は空欄とする。

○ 公用負担権限委任証明書

公用負担権限委任証明書	
職氏名	
上記のものに	地区における水防法第28条
第1項の権限行使を委任したことを証明する。	
年 月 日	
水防本部長	新見市長
	印

○ 公用負担命令票 (様式)

公用負担命令票	
第 号	
(目標物) 種類	数
(負担内容) 使用 ・ 収容 ・ 処分	
年 月 日	
新見市長	印
事務取扱者 氏名	印
様	

3 公用負担の権限を行使する者は、前項の身分証票及び公用負担権限委任証明書を携行し、必要な場合はこれを提示するとともに、公用負担命令票の必要な箇所に記載を行い、2部作成し、その1部を目的物の所有者又は管理者に手渡してから行使するものとする。

第 8 章 重要水防箇所

1 重要水防箇所

新見市における指定重要水防箇所は、次のとおりである。

水系名	河川名	河川 番号	区 域	延長 (m)		危険状況		担当水 防管理 団体	水 防 工 法	所要資材	担 当 地 域 事務所
高梁川	高梁川	29	新見市 法曾	右岸	250	A	堤防高 不足	新見市	積土の う工	土のう 3,500 木杭 1,000	新見地 域事務 所
高梁川	高梁川	30	新見市 草間	左岸	100	A	堤防高 不足		積土の う工	土のう 1,400 木杭 400	
高梁川	高梁川	31	新見市 草間	左岸	200	A	堤防高 不足		積土の う工	土のう 2,800 木杭 800	
					(200)	A	堤防断 面不足		築回し 工	土のう 500 木杭 22 竹 30	
高梁川	高梁川	32	新見市 草間	左岸	350	A	堤防高 不足		積土の う工	土のう 4,900 木杭 1,400	
高梁川	高梁川	33	新見市 井倉	右岸	600	A	堤防高 不足		積土の う工	土のう 8,400 木杭 2,400	
					(600)	A	堤防断 面不足		築回し 工	土のう 1,500 木杭 66 竹 90	
高梁川	高梁川	34	新見市 井倉	右岸	700	A	堤防高 不足		積土の う工	土のう 9,800 木杭 2,800	
高梁川	高梁川	35	新見市 足見	左岸	100	A	堤防高 不足		積土の う工	土のう 1,400 木杭 400	
高梁川	高梁川	36	新見市 足見	左岸	900	A	堤防高 不足		積土の う工	土のう 12,600 木杭 3,600	
高梁川	高梁川	37	新見市 長屋	右岸	200	A	堤防高 不足		積土の う工	土のう 2,800 木杭 800	
高梁川	高梁川	38	新見市 長屋	右岸	850	A	堤防高 不足		積土の う工	土のう 11,900 木杭 3,400	
高梁川	高梁川	39	新見市 長屋	右岸	300	B	堤防高 不足		積土の う工	土のう 4,200 木杭 1,200	
高梁川	高梁川	40	新見市 正田	左岸	250	B	堤防断 面不足		築回し 工	土のう 625 木杭 28 竹 38	
高梁川	高梁川	41	新見市 正田	左岸	350	A	堤防高 不足		積土の う工	土のう 4,900 木杭 1,400	
高梁川	高梁川	42	新見市 正田	左岸	100	B	堤防高 不足	積土の う工	土のう 1,400 木杭 400		
					(100)	B	堤防断 面不足	築回し 工	土のう 250 木杭 11 竹 15		
高梁川	高梁川	43	新見市 正田	左岸	400	A	堤防高 不足	積土の う工	土のう 5,600 木杭 1,600		

水系名	河川名	河川番号	区域	延長 (m)		危険状況		担当水防管理団体	水防工法	所要資材	担当地域事務所
高梁川	高梁川	44	新見市金谷	右岸	550	A	堤防高不足	新見市	積土のう工	土のう 1,375 木杭 61 竹 83	新見地域事務所
高梁川	高梁川	45	新見市金谷	右岸	600	B	堤防高不足		積土のう工	土のう 8,400 木杭 2,400	
高梁川	高梁川	46	新見市金谷	右岸	650	A	堤防高不足		積土のう工	土のう 9,100 木杭 2,600	
高梁川	高梁川	47	新見市新見	左岸	150	A	堤防高不足		積土のう工	土のう 2,100 木杭 600	
高梁川	高梁川	48	新見市新見	左岸	250	B	堤防高不足		積土のう工	土のう 3,500 木杭 1,000	
高梁川	高梁川	49	新見市新見	左岸	300	B	堤防高不足		積土のう工	土のう 4,200 木杭 1,200	
高梁川	高梁川	50	新見市高尾	左岸	250	A	堤防高不足		積土のう工	土のう 3,500 木杭 1,000	
高梁川	高梁川	51	新見市西方	右岸	200	A	法崩れ		籠止め工法	土のう 500 木杭 22 竹 30	
高梁川	高梁川	52	新見市高尾	左岸	350	B	堤防高不足		積土のう工	土のう 300 木杭 100	
高梁川	高梁川	53	新見市高尾	左岸	200	A	堤防高不足		積土のう工	土のう 2,800 木杭 800	
高梁川	小坂部川	1	新見市唐松	左岸	400	B	堤防高不足		積土のう工	土のう 500 木杭 100	

注 () は重複区間

第9章 水防訓練

1 非常の際に水防の目的を完遂するため、水防訓練を実施するものとする。

2 水防訓練は、概ね次の方式によるものとする。

(1) 想定

- ア 気象状況の想定
- イ 降雨、水位等の想定
- ウ 洪水状況の想定
- エ 危険状態の想定
- オ その他

(2) 訓練内容

- ア 前号の想定に基づく水防本部員の招集、配置
- イ 想定に基づく各班の水防業務遂行状況
- ウ その他

水 防 実 施 状 況 報 告 書

年 月 日

部 班長 印

出水の概況	川 警戒水位 m 雨量 mm	水防実施所	川 m							
日 時	自 月 日 時 至 月 日 時									
水防作業の概況及び工法	工法 箇所 m		出動人員数	班 員	その他	計				
				人	人	人				
水防の 効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	使 用 資 機 材	土のう	俵
	m	ha	ha	戸	m	m	人		シート	枚
効果 被害	m	ha	ha	戸	m	m	人		縄	kg
									丸(杭)	本
他団体からの 応援状況						立退の状況及び それに示した理由				
居住者出動状況						堤防その他の施設等の 異常の有無、及び緊急 工事を要するものが生 じた時は、その場所及 び損傷状況				
水防関係者 の死傷						水防活動に関する 反省				
現場指揮者 氏 名						備 考				

